

画を作成することを省くことができるものとする。

殿

県（都道府）知事 氏 名

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（〇〇年度～〇〇年度）

県（都道府）

項 目	説 明
基本方針	
他事業との関連	
その他	

記載注意

- 1 基本方針には、流域（森林計画区）概況・特性、整備の基本方針、実施目標等について記入する。
- 2 他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について記入する。
- 3 その他は、方針作成に当たっての特記事項、実施体制、計画実施上の問題点及びその対策について、記入する。

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の提出について

〇〇年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇年度治山事業計画目標
- 2 〇〇年度治山事業計画総括表
- 3 〇〇年度治山事業計画経費区分表
- 4 〇〇年度治山事業流域別計画表
- 5 〇〇年度〇〇事業計画明細表
- 6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表
- 7 (1) 〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表
(2) 〇〇年度治山事業単価表
- 8 〇〇年度治山事業計画位置図

1 〇〇年度治山事業計画目標

県（都道府）

項 目	計 画 目 標
計 画 規 模 計 画 目 標 (1) 重点事項 (2) 事業別目標 山地災害危険地 区における治山 事業の計画等 他事業との関連 そ の 他	

記載注意

- 1 災害の発生状況、地域開発の状況、保全対象等からみた計画規模及び計画目標を簡潔に記入する。
- 2 他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について簡明に記入する。
- 3 その他は、実施体制、計画実施上の問題点について簡明に記入する。

2 〇〇年度治山事業計画総括表

(区分) 県 (都道府)

事業区分	前年度当初予算 (A)	〇〇年度計画 (B)	対前年比 (B/A)	〇〇年度計画 箇所数	備考

記載注意

- 1 所管区分ごとに別業とし、所管区分ごとと合計した表も作成する。また、琵琶湖、水源地域に係る数値は () 内書とする。
- 2 事業区分は、当該年度の予算費目に応じて最小の単位 (目、目細、目細々、積算内訳までの区分を言う。) まで細分して記入する。
- 3 金額は工事費とし、単位千円で記入する。
- 4 対前年比は、小数点以下2位四捨五入1位止めとする。
- 5 国庫債務負担行為に係る数値は、歳出年度に含め上段 () 内書とする。

3 〇〇年度治山事業計画経費区分表

(区分) 県 (都道府)

事業区分	工事費				設計監督費	合計	備考
	本工事費	機械器具費	営繕費	工事雑費			
合計							
工事費に対する比率							

記載注意

- 1 所管区分ごとに別葉とする。
- 2 金額は、単位千円とする。
- 3 工事費に対する比率は% (小数点以下2位四捨五入1位止) で記入する。
- 4 備考には、機械器具費、営繕費の内訳を簡明に記入する。

4 ○○年度治山事業流域別計画表

(区分) 県 (都道府)

事業区分	流域	○○年度～○○年度 実績累計	○○年度計画	備考

記載注意

- 1 その他の事項は「様式2-2 ○○年度治山事業総括表」記載注意に準ずる。
- 2 流域欄には、森林計画名を記入する。

記載注意

- 1 事業区分ごと、所管区分ごとと別様とする（ただし、共生保安林整備事業に係るものについては作成を要しない）。
 - 2 番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式2-6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。
 - 3 保安林は、保安林種を略号で記入する。（例 指定済…**(水)**、指定予定…**(水)**、指定済保安施設地区…**(施)**、指定保安施設地区…**(施)**）
なお、保安林編入年（指定予定のものは、指定予定年月日）を併記する。
 - 4 災害内容は、災害の発生年を記入する。なお、山地災害危険地区（略号…**(危)**）、都市周辺及び集落（略号…**(都)**）に該当する場合は、その旨を併記する。
 - 5 特殊立法等の区分は、次の特殊立法等について略号で記入することとし、同一箇所で重複するものは併記する。
 - (1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯……**(豪)**同条第2項に規定する特別豪雪地帯…**(豪)**
 - (2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）……**(土)**
 - (3) 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）……**(琵琶)**
 - (4) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）……**(源)**
 - (5) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和55年4月7日付け林野計第139号農林水産事務次官依命通知）……**(林)**
- 6 新継別は、新規着工の場合は、新、継続着工の場合は、継と略号で記入する。
 - 7 金額は、単位千円とする。
 - 8 計画内容は、主たる工種、数量を記入する。（例 コンクリート治山ダム1基500㎡、山腹工0.5ha、）
 - 9 *欄は空欄とする。（以下各様式も同様とする。）
 - 10 実施予定額は、打ち合わせ終了後内示に基づいて記入する。
 - 11 各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式2-2 〇〇年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

記載要領

- 1 各記載欄は、全体計画作成等要領（平成14年6月12日付け14林整治409号。以下「全体計画」という。）第6の様式1及び2について（以下「全体計画様式」という。）の記載内容と一致させる。
- 2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。また、その他の欄には、山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合には、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 3 金額は、単価は、単位円、本工事費等は単位千円とし、実施済額本工事費等の合計の欄の下段（）内に進捗率を記入する。
- 4 測量設計費、付帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所はその内容、必要額を記入する。
- 5 現場管理費、一般管理費等は、工程欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。
- 6 事業評価の欄は、再評価の実施（予定）年度及びその内容を記入する。
- 7 その他の欄は、採択基準に係る事項等を記入し、必要に応じて関係資料を添付する。
- 8 緊急防災減災対策総合治山事業のうち緊急減災対策タイプについては、その他の欄に山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。
- 9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。
防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合には、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 10 その他の事項については、全体計画様式1-1の記載要領に準ずる。

6-(1)-1 森林土木効率化等技術開発事業計画表

県(都道府)

計画番号	箇所	流域名	実施基準		新年度計画	協議	単価	数量	単価	数量	単価	数量	事業評価	森林の機能区分	
			工法	内容										施工予定期間	事業評価
			省力・機械化工法	〇建設費削減を図る工法										保安林種及び指定年月日	荒廃地等面積
			〇安全性を確保する工法	〇緊急施工に対応して工期短縮が可能となる工法										事業対象区域面積	荒廃森林面積
			〇自然環境の保全に留意した工法	〇木材の利用の拡大を図る工法										整備対象区域面積	地すべり地面積
				〇その他新技術を利用した工法										森林面積	土砂量
														保安林面積	既住の災害等
														保安林率	災害の種類
														主要樹種	災害発生年次
														人天割合	被災状況
														林齢	山地災害危険地区
														疎密度	山腹崩壊
														保 全 対 象	土砂流出
														人 家	地すべり
														工場・旅館等	なだれ
														(換算戸数)	参 考 事 項
														学校	地質
														官公署	年平均降水量
														病院	他事業との関連
														鉄道	
														道路	
														港湾	備考
														田	
														畑	
														1・2級河川	
														その他	
														その他	
合計															

記載要領

1 様式(1)ーアの記載要領に準ずる。

6-1(1)-I 共生保安林整備事業計画表

都道府県名：		計画期間			〇〇年度～〇〇年度	
計画 番号	事業箇所	事業 区分	事業計画		事業の必要性等	備考
	郡(市)町 (村)大字字		本工事 費等	計画内容		
		計				
		計				
		計				
		計				
	合計					

注) 1 事業区分は、生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然環境保全治山の別を記入する。

2 金額は、単位千円とする。

3 計画内容は、主たる工種、数量を記入する。

4 事業の必要性等は、実施要件に係る事項、所管の別、特殊立法等の区分を記入する。

5 当年度に事業実施を予定する箇所はすべて記載する。

6 計画の変更を行う場合は、変更理由を記載した書面を添付の上、表中の上段に変更前の数値を、下段に変更後の数値を記載する。

6-1(1)一才 保安林管理道整備事業計画表

県(都道府)

計画番号	流域名	事業対象地域		管理道名	施工予定期間	森林の機能区分				
		事業概要	概要			事業評価	備考			
箇所	事業概要									
事業対象区域面積	荒廃地面積	森林面積								
整備対象区域	荒廃森林面積	山地荒廃率								
保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率								
非皆伐施業保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率								
保安林種質	所有形態	都道府県								
		市町村	%							
山地災害危険地区数		財産区								
		個人	%							
事業計画										
区分	全体計画		実施済額		〇〇年度計画			協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	数量	進捗(%)	数量	工事費	進捗(%)	
開設										
改良										
その他										
計		B							他事業との関連・その他	
事業対象地域の治山事業計画										
区分	全体計画		〇〇年度計画		事業対象地域の治山事業全体に占める割合(B/(A+B)) %					
	数量	工事費	数量	工事費	全幅員	m	車道幅員	m	全延長の	%
溪間工	()	()								
山腹工										
保安林整備										
作業道										
その他										
計		A								
事業計画概要					起		終		点	
起終点に接続する道路等の実態					種類	延長	幅員	種類	延長	幅員

記載要領

- 1 所有形態欄は、都道府県、市町村、財産区、共有、個人その他に分けて、対象地域の森林面積に占める割合を記入する。
- 2 他事業との関連・その他欄は、本事業対象地域内における他事業(造林、林道事業等)の実施状況及び今後の計画概要、本事業との調整状況等について記入する。
- 3 事業対象地域の治山事業計画欄における全体計画には、本事業対象区域内の治山計画額を記入する。また、実施済額を上段()に内数で記入する。
- 4 起終点に接続する道路等の実態欄における種類は、国道、都道府県道、市町村道等とする。
- 5 その他の事項については、様式(1)ーアの記載要領に準ずる。

(2) 計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、緊急防災減災対策総合治山、機能強化・老朽化対策及び森林土木効率化等技術開発にあつては、位置図（縮尺2万5千分の1から20万分の1の地形図）、概況図（縮尺5千分の1から2万5千分の1）、計画平面図（縮尺2千5百分の1から2万5千分の1）、縦断面図、横断面図（20m間隔及びその他必要な点）、構造図とする。

ア 縮尺は適宜とする。

イ 計画平面図には、全体計画の工種配置、既設工事、当該年度の計画、他事業の実施状況、被災保安林の区域等を記入する。また、当該年度計画の主要工作物には、長さ、高さ、天端厚、下流法、体積等を記入する。

ウ 位置図には周辺の保安林の位置、被災保安林の区域、計画区域等を記入する。

エ 保安林管理道整備事業の位置図及び計画平面図には次の事項を記載する。

(ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。

(イ) 保安林区域……淡青色線で周囲を囲む（非皆伐施業保安林は、淡青で塗る。）。

(ウ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により、当該年度計画は赤、既設は緑、将来計画は黄で記入し、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。

(エ) 保安林整備区域等……計画は赤、既設は緑で塗り、将来計画は黄緑で周囲を囲み、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。

(オ) 地区指定事業の区域……地区指定事業区域を、計画は淡赤線、既設は淡緑線で周囲を囲む。

(カ) 林道……既設は黒実線、計画黒破線で記入する。

(キ) 保安林管理道……開設は赤実線、改良は赤破線で記入することとし、そのうち当該年度計画分と将来計画の区分がわかるようにする。

オ 緊急防災減災対策総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

(ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。

(イ) 山地災害危険地区等区域……茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。

(ウ) 整備対象区域……赤色線で囲む。

(エ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。

(オ) 保安林区域……淡青色線で囲む。

(カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。

(キ) 山地災害予知施設又は火山活動等観測施設の配置……それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。

(ク) 防災拠点林整備区域……淡紫色で塗る。

(ケ) 森林の造成整備区域……黄緑色で塗る。

(コ) 土石流等拡散防備林……橙色で塗る。

(サ) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

(シ) その他保安林管理道等の計画がある場合には適宜記入する。

カ 森林土木効率化等技術開発事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

(ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。

(イ) 山地災害危険地区等区域……茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。

(ウ) 整備対象区域……赤色線で囲む。

(エ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。

(オ) 保安林区域……淡青色線で囲む。

(カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。

(キ) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

キ 生活環境保全林事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

(ア) 対象区域……桃色線で周囲を囲む。

(イ) 整備対象区域……赤色線で囲む。

(ウ) 直接保全対象区域……黄色線で囲む。

- (エ) 保安林区域……淡青色線で囲む。
- (オ) 他法令関係……自然公園法、自然環境保全法、文化保護法等の区域は、茶色で囲む。
- (カ) 治山施設の配置……設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
- (キ) 森林の造成整備区域……黄緑色で塗る。
- (ク) 他所管事業……区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

(3) 状況写真

状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺環境状況等が判別できるよう留意する。緊急防災減災対策総合治山事業にあつては航空写真を添付する。

7 - (1)

〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表

県（都道府）

区 分	名 称	単 価					備 考
		前 年 度		〇〇年度 (C)	ア ッ プ 率		
		当初(A)	最終(B)		C/A	C/B	
		円	円	円	%	%	

記載注意

- 1 主要労務及び主要資材について記入する。
- 2 アップ率の記入に当たっては、小数点以下2位四捨五入し、1位止めとする。

7 - (2)

〇〇年度治山事業単価表

県（都道府）

事 業 区 分	工 種	前年度単価		〇〇 年度 単価 (C)	ア ッ プ 率		算 出 根 拠									備 考	
		当初 (A)	最終 (B)		C / A	C / B	構 成 比			ア ッ プ 率							
							労務	資材	その 他	対当初			対最終				
										労務	資材	その 他	労務	資材	その 他		
		円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

記載注意

- 1 都道府県内の標準的な単価について作成する。
- 2 アップ率、構成比の記入に当たっては、小数点以下2位四捨五入し、1位止めとする。

8 ○○年度治山事業計画位置図

(1) 都道府県全体図（20 万分の 1 地形図、北海道は 60 万分の 1 地形図）を用いて作成する。

(2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式 2－5 ○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
緊急防災減災対策総合治山	黄	防災
機能強化・老朽化対策	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

なお、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）適用の計画には㊦を付する。

(3) 流域界は、赤太線（2mm）で区画した流域名を付する。

(4) 国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色砂、既設保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

(5) 治山計画箇所は代表的な写真を添付する。

3. 様式1-1～1-4の変更が伴う場合は、変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式 4

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の変更について

〇〇年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

1. 〇〇年度 治山事業変更計画総括表
2. 〇〇年度 〇〇事業変更計画明細表（廃止の場合は提出を要しない。）
3. 〇〇年度 〇〇事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は提出を要しない。）

記載注意

(1) 「2. 〇〇年度〇〇事業変更計画明細表」の様式は「様式2-5 〇〇年度〇〇事業計画明細表」を、「3. 〇〇年度〇〇事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式2-6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表」を準用する。

1 〇〇年度治山事業変更計画総括表

県（都道府）

事業区分	計画 番号	変更区分	箇 所				変 更 内 容		変更理由	確認 結果
			群(市)	町(村)	大字	字	本工事 費 等	計画 内容		

記載注意

- 1 変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
- 2 追加の場合の計画番号は、当初計画の一連番号とする。
- 3 変更内容は、変更工事費等及び計画内容（例 谷止工 ○基 ○○○m³）を記入する。
- 4 変更理由は、簡明に記入する。

様式 5 - 2

索引番号

治山台帳

図書等

[構造図・平面図]	[完成写真]
-----------	--------

記載要領

1. 治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真をちよう付する。なお、写真のちよう付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

流域名	
小領域(支流) (地区名)	

治山台帳 総括表

索引番号	施行年度	事業名	工種 (施設名)	数量	単位	竣工額	施行効果面積	備考
						千円	ha	

記載要領

1. 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。
なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄(様式 5 - 1 記載要領 3 参照。)欄(右上)に地区名及び枝番号を付記する。例、(小流域)○○川、(地区名)水源地域○○地区 3 - 1
2. 箇所数(施設の数量)及び竣工額等について、毎年度の計及び累計実績を記入する。
3. 本表の裏面に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入する。

様式6 補助表

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
作業地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	点検状況	整備状況	

記載注意

- 1 本表は、治山台帳の補助表として作成する。
- 2 事業名、索引番号、作業地、施行年度は、治山台帳と一致させる。
- 3 点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。
- 4 点検状況は、施設の破損状況、崩壊の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。
- 5 整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。

別紙 8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）

第 1 実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のウの（ア）に掲げる水産物供給基盤整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

1 事業の区分と内容

事業の区分及び内容は、次のとおりとする。なお、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号）第 1 条の 2 に規定する要件に該当するものを除く。

（1）地域水産物供給基盤整備事業

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 4 条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第 1 種漁港又は第 2 種漁港（ただし、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成 13 年 3 月 30 日 12 水港第 4541 号）第 2 の 2 に基づいて都道府県知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画において位置付けられる流通拠点漁港及び生産拠点漁港を除く。以下同じ。）の整備を行う事業並びに漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。

漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港及び漁場の整備等に関する法律第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。））の整備を行う事業に限るものとする。

（2）水域環境保全創造事業

効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善又は、漁場と接続する水域等における漁場への悪影響の未然防止を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、水質底質改善施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業

（3）漁港関連道整備事業

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るために重要な道路の新設又は改良を行う事業とする。

（ア）主要漁港関連道

第二種漁港、第三種漁港、第四種漁港又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に定める特定漁港漁場整備事業若しくは特定漁港漁場整備事業以外の水産生産基盤整備事業若しくは水産流通基盤整備事業に採択された第一種漁港（以下この別紙においては「主要漁港」という。）と主要道路、他の関連主要漁港又

は主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

(イ) 附帯関連道

主要漁港関連道に関する事業と併せて改良する必要がある道

(ウ) 一般漁港関連道

主要漁港以外の漁港（以下この別紙においては「一般漁港」という。）と主要道路、他の関連漁港又は一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道

2 事業メニュー

(1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）、(5)（護岸及び人工地盤に限る。）、(7)（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び(8)（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。

区分	工 種	内 容
1 地域 水産物 供給 基盤 整備	(1) 外郭施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のイに掲げる防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。 (イ) 外郭施設には当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、附属施設として係船柱、係船環、防衝設備、階段、はしご、防護柵、車止め、照明設備、灯標又は防風設備等、また自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業実施要領（平成6年6月23日付け6水港第1775号農林事務次官依命通知）第2の2の規定を満たす場合に限り砂輸送施設を設置することができる。また、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港1070号）に基づく事業で、災害に強い漁業地域づくり事業の事業基本計画を策定した地区に限り、当該施設の附帯事業として、漂流防止施設を設置することができる（以下(2)の(イ)、(3)の(イ)、(4)の(エ)及び(5)の(カ)において同じ。）。
	(2) 水域施設整備	(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号の

	<p>ハに掲げる航路、泊地及び漁具管理水域並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 水域施設には、当該施設の機能上、利用上又は管理上必要と認められる場合に限り、付属施設として床止め、潜堤、サンドポケット又は浮標灯を設置することができる。</p>
(3) 係留施設整備	<p>(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号のロに掲げる岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 岸壁、物揚場、栈橋及び浮栈橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、電力供給設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。</p>
(4) 輸送施設整備	<p>(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のイに掲げる鉄道、道路、駐車場、橋及び運河並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 道路及び橋は、車道、歩道、中央帯、路肩、停車帯等により構成されるものとする。</p> <p>(ウ) 道路には安全かつ円滑な交通を確保するため道路の附帯施設として自動車駐車場を設置することができる。</p> <p>(エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、電力供給設備を設置することができる。</p> <p>(オ) 漁獲物の水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、防暑設備を設置することができる。</p>

<p>(5) 漁港施設用地整備</p>	<p>(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地及び敷地に附属する施設で当該施設を構成するのに必要なものとする。</p> <p>(イ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のヘに掲げる「水産種苗生産施設」及び同号トに掲げる「蓄養施設」を漁港施設用地に代えて水面に設置する必要がある場合には、水面を確保するための設備を設置することができる。</p> <p>(ウ) 漁港施設用地（前号の水面を含む。以下本項において同じ。）の補助の範囲は、漁港施設用地等利用計画の策定について（平成2年3月15日付け2水港第40号水産庁長官通知）第3の規定により協議の整った漁港施設用地等利用計画に基づく公共施設用地とする。</p> <p>(エ) 漁港施設用地の附属設備は排水設備、境界標識及び法面保護のための設備、浸水対策としての胸壁等とし、用地の保全上又は管理上必要な設備を設置することができる。また、利用上必要と認められる場合に限り、防風設備及び電力供給設備を設置することができる。</p> <p>(オ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のニに掲げる漁船漁具保全施設及び同号に掲げる増殖及び養殖用施設の漁港施設用地については、漁具並びに増殖及び養殖用資材の運搬のための昇降用斜路及びこれに附属する設備を設置することができる。</p> <p>(カ) 漁港施設用地について、砂塵による隣接地区への悪影響等特別の事由がある場合においては、覆土、碎石敷設、植栽、乳剤散布又は簡易舗装により用地の表面処理を行うことができる。</p> <p>(キ) 用地の地盤改良については、原則として交付金の交付対象外とする。なお、防災上必要と認められる場合に限り、用地のかさ上げを行うことができる。</p> <p>(ク) 人工地盤による漁港施設用地の造成については、以下の場合を交付金の交付対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 背後地に利用できる用地が少ないなど用地の利用目的を達成する箇所に用地の確保が困難な場合 b 津波・高潮等が発生し迅速に避難できる避難用地として災害時の防災機能の確保を図る場合
<p>(6) 魚礁整備</p>	<p>(ア) 主として魚類の増集、発生及び成育が効率的に行わ</p>

	<p>れ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う耐久性構造物（コンクリートブロック等）の設置により整備される漁場の施設とし、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域に設置するものであって5千空 m3 以上のものを交付金の交付対象とする。</p> <p>(イ) 浮魚礁システム（浮魚礁、位置センター、漁場環境調査システム及び送受信装置）及びこれに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が5千万円以上（事業主体が市町村、漁業協同組合等の場合は1千万円以上）のものを補助対象とする。</p>
(7) 増殖場整備	<p>海域及びこれに接続する陸地において有用水産生物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟（干潟及び区画施設）の造成）、消波施設等（消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤）の設置、海水交流施設（導流堤、水路等）の設置、中間育成施設の設置及び用地（中間育成施設設置用、作業路等）の造成並びにこれらに関連する施設（ポンプ小屋等簡易な付随施設）の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が5千万円以上（市町村に係るものは3千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
(8) 養殖場整備	<p>海域及びこれに接続する陸地のうち、未利用の状態にある養殖適地に生産性の高い養殖漁場を造成するために行う消波施設等（消波堤、潜堤、浮消波堤及び防水堤）の設置、区画施設の設置、海水交流施設（導流堤、水門、水路、導水トンネル等）の設置、底質改善（しゅんせつ、客土、耕うん等）、作れい及び用地（養殖施設用）の造成並びにこれらに関連する施設の設置により整備される漁場の施設とし、計画事業規模が1億円以上（富裕団体（財政力指数が当該年度前3か年の平均が1.0以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）に係るものは1億5千万円以上）のものを交付金の交付対象とする。ただし、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>

	(9) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う地域水産物供給基盤整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
2 水 域 環 境 保 全 創 造	(1) 水域環境保全	<p>(ア) 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と接続する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設））及びこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。</p> <p>(イ) しゅんせつについては、以下の要件を満たす場合に限り、養殖場の汚泥を対象とすることができる。</p> <p>a 当該水域に流入する河川等からの負荷が認められること。</p> <p>b 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）に基づく漁場改善計画が認定され、当該計画に基づいた取組を確実に実施していること。</p> <p>c たい積物の影響により、当該養殖場以外の漁場にも赤潮等の悪影響が出ていること。</p> <p>(ウ) 漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する次に掲げるもの</p> <p>ア 水質底質改善施設整備</p> <p>a 汚泥等による水質汚濁や悪臭が漁業活動上悪影響をもたらしている漁港の漁港区域内水域における汚泥、ヘドロのしゅんせつ、運搬及び処理</p> <p>b 水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、覆砂及び藻場、干潟等の整備を行うために必要な土砂等の運搬及び整地等並びに突堤、離岸堤等の設置</p> <p>c 水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、自然の浄化能力を活用して水域環境を改善するために必要な循環ポンプ、清浄海水導入装置、ろ過・排水装置等の水質浄化施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものの設置。なお、風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することが</p>

		<p>できる。</p> <p>イ 廃油処理施設整備 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号のヲに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和52年6月20日付け52水港第612号農林事務次官依命通知）第2に掲げる集油設備、処理設備及び附帯設備とする。</p> <p>ウ 清掃船建造 漁港の泊地等における浮遊物、ゴミ等を集積し廃棄するために必要な清掃船の建造、購入又は補修の事業とする。</p> <p>エ 廃船処理 漁港区域内における廃船処理事業の取扱いについて（昭和51年9月29日付け51水港第4117号水産庁長官通知）に基づく廃船処理事業とする。 また、所有者等に代わり漁港管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する場合においても、これを適用する。</p>
	(2) 市町村等事業推進	市町村又は水産業協同組合が行う水域環境保全創造事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
3 漁港 関連 道 整備	(1) 漁港関連道	<p>ア 第2の1(3)の(ア)に掲げる「主要漁港と主要漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶための道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。</p> <p>イ 第2の1(3)の(ウ)に掲げる「一般漁港と一般漁港と密接な関連を有する漁場とを結ぶ道」は、当該漁港と当該漁場間の漁獲物又は漁業用資材等の運搬の用に供することを目的として設置するものに限るものとする。</p> <p>ウ 主要漁港関連道及び一般漁港関連道として整備される道路は、漁業上必要な自動車の交通が可能な一車線又は二車線となるものであること。なお、ここでいう漁業上必要な自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車で漁業上必要な交通に供せられるものとする。</p>

		<p>エ 改良とは、現に交通の用に供されている道路の機能を増大させるための行為とし、次に掲げる維持管理相当の行為は含まないものとする。</p> <p>a 散水、除草、除雪、砂利の補充等反復して行われる軽度の道路の保全行為</p> <p>b 損傷された既存の道路の構造を保持回復する行為</p> <p>オ 漁港関連道の全部又は大部分が当該漁港の区域外になるもの（当該事業の効果を確保するため当該漁港の区域外から区域内の一部にわたるもので漁港整備事業として行われるもの以外のものを含む。）であること。ただし、主要道路が当該漁港の区域内にあるか又は区域に接している場合にあっては、当該漁港の区域内で行われているものを含む。</p> <p>カ 新設の場合にあっては、これに代わる漁業上必要な自動車の利用しうる道路がないか又は既存の道路では漁獲物の輸送上支障があり、かつ、地形の状況等により既存の道路を改良することが困難であること。</p> <p>キ 改良の場合にあっては、既存の道路では漁業上必要な自動車の交通ができないか、又は漁獲物等の輸送上著しく支障があること。</p> <p>ク 道路の有効幅員が3メートル以上のものであること。</p> <p>ケ この事業の実施に際しては、道路法第24条による承認を受けるほか、道路整備5箇年計画との調整等道路に関する施策との調整をはかるとともに、構造等につき当該道路の道路管理者との協議を行う等道路担当部局とも緊密な連絡をとるものとする。</p> <p>コ 漁港関連道の構造は、道路構造令（昭和33年政令第244号）第2章に定める基準に準拠するものとする。</p>
	(2) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港関連道整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

(2) 共通事項

- (ア) 補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及び公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）に基づくものとする。ただし漁業補償については補助対象外とする。
- (イ) 工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等近隣の住民に与える影響については、事前に十分な検討を加え対策を講じていたにもかかわらず、予測できなかった不可

抗力により損失を与えた場合で補助事業者等及び工事請負人がそれぞれ善良な管理者としての注意義務を果たしていたと認められる場合に限り補償費を計上することができる。

- (ウ) 漁港施設を周辺の環境と調和させる必要がある場合は、景観、生物の生態系等に配慮した構造とすることができる。
- (エ) 外郭施設の護岸等、係留施設の岸壁等、漁港施設用地、輸送施設の道路等、漁港関連道又は公有地造成護岸等整備施設の護岸等に、当該施設の機能上必要な排水設備が設置されている場合において、排水を浄化して放水するための簡易な沈澱槽、スクリーン等は、排水中にごみ等の固型物の混入することがあらかじめ予想される場合で、かつ当該施設と一体として築造されるものに限るものとする。
- (オ) 係留施設、輸送施設、漁港浄化施設の機能向上を図るための風力、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を当該施設と一体的に整備することができる。
- (カ) 漁港施設及び漁場の施設の整備に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の2に基づく漁港漁場整備基本方針を遵守するものとする。
- (キ) 漁港機能の維持・保全上特に必要と認められる場合に限り、外郭施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地に附属する保安設備を設置することができる。
- (ク) 1の(1)の事業において、2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)(道路及び橋に限る。)、及び(5)(護岸及び人工地盤に限る)の施設を整備する場合は、機能保全計画を策定するものとする。なお、機能保全計画の様式は、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)別紙様式第14号によるものとする。
- (ケ) 本事業により漁港施設等の整備を実施するに当たっては、コスト縮減に資するPFI(民間資金等活用事業)等の適用を検討するものとする。
- (コ) 整備に当たっては、水産資源管理の取組との連携や維持管理における環境負荷の削減(再生可能エネルギーの導入)などを通じて持続可能な水産物の生産体制の構築を図ることとし、その具体的内容について、第3の1の事業計画書に盛り込むものとする。
- (サ) 着底基質の設置に当たっては、効果発現に向けたソフト対策と連携するものに限る。

3 事業主体

第2の1の(1)及び(2)の事業の事業主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、1の(1)の事業のうち、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の(2)に掲げる事業については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。)が事業主体となることができる。

第2の1の(3)の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。

(ア) 市町村が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が都道府県道である場合当該都道府県

(イ) 都道府県が漁港管理者である漁港について、その漁港関連道が市町村道である場合当該市町村

なお、市町村が漁港管理者である漁港について都道府県がその漁港につき整備事業を実施している場合には、上記の原則にかかわらず当該都道府県が行うことができるものとする。

4 対象地区

(1) 地域水産物供給基盤整備事業の対象地区

計画事業費が一事業につき3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たしたものとする。

(ア) 漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件を満たすもの

ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの。

イ 次のいずれかの要件を満たすもの

a 1漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

b 1漁港あたりの陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

c 水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの

ウ 2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)(道路及び橋に限る。)、及び(5)(護岸及び人工地盤に限る。)の施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること

(イ) 漁場の施設を整備する場合においては、共同漁業権の設定されている区域内の原則として同一市町村内の漁港等の登録漁船隻数の総数が100隻程度以上のもの

(2) 水域環境保全創造事業の対象地区

以下の全ての要件を満たす地区とする。

ア 計画事業費が一事業につき5千万円以上(市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1千万円以上)のもの。ただし、2の区分2の(1)の(ウ)については、計画事業費3億円を超えるもの。

イ 2の区分2の(ウ)のアについては、全体計画面積が2,500m²以上(第一種漁港及び第二種漁港については1,200m²以上)のもの。

ウ 放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、都道

府県または市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費とし、全体事業規模が5千万円以上の場合に限る。なお、都道府県または市町村は、船舶所有者等より、当該処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに水産庁長官に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

(3) 漁港関連道整備事業の対象地区

- (ア) 主要漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、1億円以上6億円未満のものであること。ただし、特別の事情があるときは、6億円以上のものも認めることとする。
- (イ) 附帯関連道の改良に要する事業費は主要漁港関連道に関する事業費の2分の1以内であって、5千万円以上のものとする。
- (ウ) 一般漁港関連道の新設、改良に要する計画事業費については、5千万円以上6億円未満のものとする。ただし、特別の事情があるときは、12億円未満のものも認めることとする。

第3 事業の実施

実施要綱第7の2に規定する実施要件確認のために必要な資料については、以下のとおりとする。

1 事業計画書の作成及び提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、第2の1の(1)、(2)及び(3)ごとに、以下のとおり、事業計画書を作成し、都道府県知事は水産庁長官に提出(別記参考様式別紙8第1号)するものとする。

- (ア) 第2の1の(1)、(2)及び(3)の事業を実施しようとする場合には、次の区分により、当該事業に係る事業計画書を作成するものとする。
 - ア 事業主体が都道府県及び市町村又は水産業協同組合の場合
都道府県知事は、事業主体たる市町村長又は水産業協同組合の長の意見を聴取し事業計画書を作成するものとする。
 - イ 事業主体が都道府県のみの場合
都道府県知事が事業計画書を作成するものとする。
 - ウ 事業主体が市町村又は水産業協同組合のみの場合市町村長又は水産業協同組合の長は、関係都道府県知事と調整し、事業計画書を作成して都道府県知事に提出するものとする。

- (イ) (ア)の規定により作成する事業計画書について、漁港施設の整備に係る事業主体と漁港管理者が異なる場合にあっては、漁港施設の整備に係る事業主体は、あらかじめ漁港管理者に協議するものとする。

(ウ) 都道府県知事又は市町村長は、第2の1の(3)の事業について、この事業を現に地方道であるものにつき行う場合は、あらかじめ道路法による所要の調整をするものとする。この場合には、その対象は、現在未整備であって、当分の間、この事業によるほか整備される見込みのない市町村道を重点的に考慮するものとする。なお、ここでいう「現に地方道であるもの」には、次に掲げる道は含まないものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (2) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第32条の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (3) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路
- (4) 都道府県道
- (5) 国道、都道府県道と一体となって当該地域内の幹線的機能を有する市町村道であって道路管理者が整備する計画を有する道路
- (6) 離島振興法(昭和28年7月22日法律第72号)及び山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)に基づき道路管理者が整備しようとする道路
- (7) 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第7条第2項の市街化区域になると見込まれる地域内の道路
- (8) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路又は農道若しくは林道で同項の規定に基づき農林水産大臣が指定した道路

(2) 事業計画書の内容

(ア) 事業計画書は、第2の1の(1)及び(2)については、次に掲げる事項について定めるものとする。(別記参考様式別紙8第2号の1)

- ア 地区名
- イ 位置図等
- ウ 地区の概要
- エ 計画の基本方針
- オ 計画内容
- カ その他事業の実施に当たって参考となる事項

(イ) 事業計画書は、第2の1の(3)については、次に掲げる事項について定めるものとする。(別記参考様式別紙8第2号の2)

- ア 計画策定漁港の所在地等
- イ 漁港の現況(漁業、漁港整備等)
- ウ 漁港関連道として実施する理由及び必要性
- エ 計画の内容
- オ 交通の現況

- カ 関係省庁との協議内容
- オ その他特記事項
- カ 添付図面等

2 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の(ア)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告(別記参考様式別紙8第3号)を求めるものとする。

(2) 年度別事業計画書(別記参考様式別紙8第4号)の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 計画内容
- (イ) 計画内容を示す図面及び写真
- (ウ) その他事業の実施に当たって参考となる事項

3 事業計画書の変更

(1) 第3の1の事業計画書の変更で提出を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

- (ア) 工種の新設又は廃止
- (イ) 総事業費の変更であって20%以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の効果が得られるものによる場合を除く)
- (ウ) その他主要な工種の著しい変更

(2) 変更の手続き

事業計画書を変更しようとする場合には、1及び2の手續に準じて行うものとする。

第4 助成

国は、第3の2の年度別事業計画書の事業に要する経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領(平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知)の第2の3の(2)の内容うち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じて算定した額を上限とする。

第5 施設の管理、運営

事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第7 経過措置

- 1 水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成24年度までに採択された地区であって、平成25年度以降、本交付金に移行して事業を実施する地区については、現事業の事業基本計画をもって、第3の1に規定する事業計画書と見なす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成22年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の(3)のアに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙29の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 4 この通知の施行前に旧通知の規定に基づき提出された事業基本計画に基づき実施される事業で、平成25年度以前の年度の歳出予算にかかる国の補助で平成26年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

[別記参考様式別紙8第1号：提出様式]

水産庁長官 殿

番 号
年月日

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用の第3の1の(1)の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用第2の1の(2)に基づき作成する事業計画書（別記参考様式別紙8第2号）

[別記参考様式別紙8第2号の1：事業計画書]

地域水産物供給基盤整備事業・水域環境保全創造事業

1 地区名

2 位置図等

都道府県名		所管名		関係市町村名	
地域指定					
整備対象漁港名			整備対象漁場名 (関係漁港名等)		
位置図					

3 地区の概要

漁港						
〇〇漁港	属地陸揚量	ト	属人漁獲量	ト	属地陸揚金額	百万円
	登録漁船数	隻	利用漁船数	隻	利用遊漁船等	隻
	主な漁業種類		主な魚種			
漁場						
受益戸数 (受益者数)			登録漁船隻数			
戸			〇〇漁港 (港) 隻			
(人)			××漁港 (港) 隻			
			総数 隻			

4 計画の基本方針

農山漁村地域整備計画の目標との整合性	
整備に関する事項	

--

5 計画内容

(計画期間及び計画事業費)

	計画期間	計画事業費	備考
全 体		百万円	
うち〇〇漁場		百万円	
うち〇〇漁場		百万円	

備考

増殖場の整備、養殖場の整備、放置座礁船の処理を行う場合は、その計画事業費を備考欄に記入する。

(漁港施設)

都道府県名	漁港名	漁港番号	種別	所管	事業主体名	漁港管理者	漁港所在地
計画施設	計画工事種目			単位	計画数量	備考	
外郭施設							
水域施設							
係留施設							
輸送施設							
漁港施設用地							
その他							

(漁場施設等)

都道府県名	漁場名	所管	事業主体名	関係市町村名	対象生物

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量 (魚礁にあつては 空m3を併記)	漁場開発面積	備考
			(空m3)	ha	

6 計画平面図

7 写真

[記載要領]

1 地区名

複数の漁場及び漁港を示す名称とする。

2 位置図等

1) 「整備対象漁港名」及び「整備対象漁場名」

整備対象漁港及び整備対象漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。漁場のみを整備する地域水産物供給基盤整備事業にあつては、整備対象漁場と密接に関連する原則として同一市町村内の漁港及び港湾名をすべて「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入する。

2) 「位置図」

整備対象漁港及び整備対象漁場全体の位置関係が分かる図。その他関係する周辺の整備対象漁港以外の漁港及び漁場についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3 地区の概要

1) 「漁港」

整備対象漁港の漁港名及び港勢（基準年となるデータ）を記入する。また、当該地区で複数漁港の整備を行う地区については、適宜欄を追加し、漁港毎に港勢を記入する。

2) 「漁場」

地域水産物供給基盤整備事業にあつては、「整備対象漁場名」の欄に下段括弧書で記入した漁港及び港湾の登録漁船隻数を記入する。なお、複数の漁場の整備を行う場合であってもまとめて記入する。

4 計画の基本方針

1) 「農山漁村地域整備計画の目標との整合性」

農山漁村地域整備計画の「計画の目標」と本事業計画との整合性について具体的かつ簡潔に記述する。

2) 「整備に関する事項」

次に掲げた項目について具体的かつ簡潔に記述する。

- ① 現在の問題点・課題
- ② 整備方針
- ③ 財産処分計画
- ④ 環境との調和に関する事項
- ⑤ 他事業との連携・関係に関する事項

5 計画内容

複数の漁港及び漁場の整備を行う地区については、適宜表を追加し、各漁港及び各漁場毎に記入する。また、漁港又は漁場の整備のみの場合は、整備のない表を削除する。

1) 「漁場施設等」

- ① 「計画施設」の欄には、「魚礁」、「増殖場」、「養殖場」又は「保全事業」を記入する。
- ② 「食害生物の駆除・廃棄処分・有効活用」、「食害防止に必要な構造物の設置」、「海藻類等の播種・移植」又は「モニタリングの実施」等の対策を行う場合には、その内容を備考欄に記入する。

6 計画平面図

漁港施設及び漁場施設等の計画内容が表示されている図面とする。漁場施設等については、計画造成範囲(当該事業を実施する予定の範囲をいう。)を記入する。

7 写真

各写真について、撮影時期、説明等を記述すること。

- ① 地区（漁港等）の全体写真
- ② 越波状況、港内混雑状況等当該地区の整備の必要性等を示す写真

[別記様式第2号の2]

漁港関連道整備事業基本計画書

- 1 計画策定漁港の所在地等
 - (1) 漁港名及び種別
 - (2) 所在位置
 - (3) 位置図
 - (4) 漁港事業及び関連道種別
- 2 漁港の現況（漁業、漁港整備等）
- 3 漁港関連道として実施する理由及び必要性
- 4 計画の内容
 - (1) 工種種目、事業費等

工種種目	数量（延長）	事業費	備考
 - (2) 事業計画内容
 - (3) 実施予定年度及び完了予定年度
- 5 交通の現況
- 6 関係省庁との協議内容
- 7 その他特記事項
- 8 添付図面等

[記載要領]

1 計画策定漁港の所在地

- (1) 漁港名及び種別
- (2) 所在地
- (3) 位置図
- (4) 漁港事業及び関連道種別

2 漁港の現況

当該漁港における漁業の現状（漁業生産量の推移、漁船の動向等）、漁港整備の経緯、漁港利用の現状、今後の課題等について記述する。

3 漁港関連道として実施する理由及び必要性

当該漁港において漁港関連道整備事業を実施する目的、効果等について具体的に記述する。

4 計画の内容

- (1) 当該漁港における漁港関連道整備事業を実施する工種種目、数量、事業費、実施予定年度及び完了予定年度を記述する。
- (2) 事業計画の具体的な内容について簡潔に記述する。

5 交通の現況

既存道路の現状と問題点、水産物等の運搬状況、交通量等について記述する。

6 関係省庁との協議内容

都道府県道路担当課及び国土交通省地方道・環境課との協議内容について記述する。（都道府県道路担当課の承諾書を添付のこと。）

7 その他特記事項

事業計画策定又は事業実施上特に必要な事項について記述する。

8 添付図面等

整備計画図、現況図、写真等

[別記参考様式別紙8第3号：提出様式]

水産庁長官 殿

番 号
年月日

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用の第3の2の(1)規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙8水産物供給基盤整備事業に係る運用第3の2の(2)に基づき作成する年度別事業計画書(別記参考様式別紙8第4号)

別紙 9（漁場保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のウの (イ) に掲げる漁場保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

1 漁場保全の森づくり事業

漁場保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、以下の (1) の漁場を対象とし、(2) の実施箇所において実施する森林の整備事業等をいう。

(1) 次に掲げるイ及びロを満たす漁場が対象であること。

イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること

ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること

(2) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。

イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林

ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

2 森林の整備事業等

第 2 に定める森林の整備事業等とは、以下に掲げる事業とする。

(1) 造林及び林道の開設又は拡張であって、別紙 6 森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。）第 2 の 1 から 4 及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 82 号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第 2 の 2 に規定する事業に準じて実施する事業

(2) 保安施設事業であって、別紙 7 治山事業に係る運用（以下この別紙において「治山事業運用」という。）第 2 の 5 に規定する予防治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）並びに民有林補助治山事業実施要領（昭和 48 年 11 月 27 日付け 48 林野治第 2235 号林野庁長官通知）第 2 に規定する復旧治山事業（流木防止総合対策計画に基づき実施するものに限る。）、流域保全総合治山事業、保安林総合改良事業及び防

災林造成事業に準じて実施する事業

第3 森づくり事業の基本方針

- 1 森づくり事業を実施しようとするときは、都道府県知事は対象地区ごとに別記様式第1号により森づくり事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地区名
 - (2) 位置図等
 - (3) 地区の概要
 - (4) 整備の方針等
- 3 基本方針の提出
都道府県知事が国の助成を受けようとするときは、別記様式第2号により、水産庁長官に対し基本方針の提出を行うものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年度までとする。

第5 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、森づくり事業に要する費用について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおり。

- 1 第2の2(1)に規定する事業のうち、森林整備運用第2の1から4に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第6の1及び2の規定を準用するものとする。また、環境保全要綱第2の2に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第4の規定を準用するものとする。
- 2 第2の2(2)に規定する事業については、治山事業運用第3の(1)の規定を準用するものとする。

第6 実施要件

国庫補助の対象は、森づくり事業であって、これと同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。

第7 その他

- 1 森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第2の2(1)に規定する事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、第2の2(2)の事業については治山事業運用を準用するものとする。
- 2 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の

法令に定めるところによる。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1の(3)のイに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものと見なす。
- 2 1により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱別紙30の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

[別記様式第1号]

漁場保全の森づくり事業の基本方針

1. 地区名

2. 位置図等

都道府県		所管名		関係市町村名	
関係する漁場名					
位置図					

3. 地区の概要

--

4. 整備の方針等

現状と課題・問題点	
期待する漁場保全の効果	
整備の方針	

[記載要領]

1. 地区名

事業対象の森林又は河川流域等の名称とする。

2. 位置図等

1) 所管名

本土、北海道、離島、奄美又は沖縄のいずれかを記載。

2) 関係する漁場名

関係する漁場が複数ある場合には、複数の名称を記入する。

3) 「位置図」

事業対象の森林又は河川流域等と関係する漁場との位置関係が分かる図。その他関係する周辺の水産基盤整備事業計画・実施箇所についても、可能な限り位置図の中に記入することが望ましい。

3. 地区の概要

林況（森林（保安林）面積）、自然的特性（地形、地質、気象）、水産業（漁業実態、水産資源の動向、漁場特性等）の状況等を簡潔に記述する。

4. 整備の方針等

1) 「現況と課題・問題点」

事業対象地区における漁場環境の現況と課題・問題点について、簡潔に記述する。

2) 「期待する漁場保全の効果」

期待する漁場保全の効果（栄養塩類等の供給や濁水の緩和等）について、簡潔に記述する。

3) 「整備の方針」

上記1)、2)を踏まえ、本事業の整備方針について、対象漁場において水産基盤整備事業が実施される場合にはこれも含め、簡潔に記述する。

〔別記様式第2号〕

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事名

漁場保全の森づくり事業の基本方針

〇〇地区において、別添漁場保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙9の第3の3に基づき提出します。

別紙10（漁港漁村環境整備事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の（2）の①のウの（ウ）に掲げる漁港漁村環境整備事業（以下この別紙においては「本事業」という。）の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

1 事業の内容

(1) 漁港環境整備事業

この事業の内容は、緑地、防災施設等漁港の環境向上、防災対策に必要な施設及び用地の整備とする。

(2) 漁業集落環境整備事業

この事業の内容は、原則として、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条の規定により指定された漁港の背後に位置する漁業集落において実施する次に掲げるものとする。

ア 衛生関連施設

- (ア) 漁業集落排水施設整備・・・漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備又は改築
- (イ) 水産飲雑用水施設整備・・・船舶給水、漁獲物の洗浄、水産加工等を主体とする水産飲雑用水の供給に必要な施設の整備又は改築
- (ウ) 地域資源利活用基盤整備・・・地域資源を利活用して、漁業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備
- (エ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地の整備

イ 防災関連施設

- (ア) 漁業集落道整備・・・漁業活動、漁港の利用の増進及び防災安全の確保を図るために行う臨港道路等の漁港施設若しくは漁港関連道、又は環境改善施設（防災安全に資する施設に限る。）と集落内とを結ぶ道路の整備
- (イ) 防災安全施設整備・・・漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な施設の整備
- (ウ) 緑地・広場施設整備・・・快適にして潤いのある漁業集落の形成、その住民の健康増進及び防災安全の確保を図るために必要な施設の整備

- (エ) 土地利用高度化再編整備・・・集落の生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保を図るために行う土地の再編整理及び施設の整備
 - (オ) 用地整備・・・漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備
- (3) 漁村再生交付金事業

漁村再生交付金事業は、漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備を実施する事業とし、実施できる施設は漁港、漁場、漁港環境、漁業集落環境及び地域創造型による整備並びに水域の環境保全対策とする。

2 事業メニュー

- (1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ウ)に掲げる漁港漁村環境整備事業の内容は、次の表の事業名、区分、工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

事業名	区分	工 種	内 容
漁港環境整備事業	1	(1) 緑地	樹木、芝生等の施設
		(2) 防災施設	広場、駐車場、避難施設、防災情報提供施設 (屋外拡声装置、警報装置、安全情報伝達施設等)等の施設
		(3) 用地整備	(ア) 対象となる用地は、災害時において避難又は緊急物資の一時保管場所等に利用される用地 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画(以下この別紙においては「地域防災計画等」という。)において定められたもの。)とする。 (イ) 上記用地の老朽化・機能強化対策が必要な場合は対象とするが、新たな用地造成は対象としない。

		(4) その他施設	防災施設のうち広場、避難施設に通じる避難経路、さく、通路、照明、水道、休憩所、便所、海浜、突堤、離岸堤等の施設
		(5) 市町村等事業推進	市町村が行う漁港環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1) 漁業集落排水施設整備	<p>(ア) 漁業集落排水施設整備は、補助分及び単独分で構成する。</p> <p>(イ) 補助分は、排水路及び排水管並びに附帯する処理施設を対象とするが、末端の排水路及び排水管等は受益戸数2戸未満の部分は含まないものとする。また、処理施設の門、柵及び塀並びに個人の宅地内配管等は対象としない。</p> <p>(ウ) 単独分は、受益戸数2戸未満の末端の排水路及び排水管等並びに処理施設の門、柵及び塀を対象とし、個人の宅地内配管等は含まないものとする。</p> <p>(エ) 漁業集落排水施設整備に当たっては、排水の水質等について適切な処理がなされるよう留意するものとする。</p> <p>(オ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後7年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。なお、事業期間は、おおむね3年間とする。</p> <p>(カ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>
		(2) 水産飲雑用水施設整備	(ア) 対象とする施設は取水、導水、浄水、送水又は配水等取水から配水までの施設とするが、配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管等は含まないものとする。

		<p>(イ) 水産飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に従って適切な水質を確保するよう留意するものとする。</p> <p>(ウ) 改築の場合は、維持管理が適切に行われており、原則として供用開始後10年以上経過し、老朽化その他やむを得ない事由により損傷し又はその機能が低下した機械及び設備等であること。</p> <p>(エ) 風力発電、太陽光等の自然エネルギーを活用した発電設備を一体的に整備することができる。</p>
	(3) 地域資源利活用基盤施設整備	<p>対象とする施設は、漁村地域に存在する地域資源（海水・温水等の自然資源や水産物等の生産資源）を漁業集落道や漁業集落排水施設等の生活環境施設に供給又は利活用することにより、漁村の生活環境の効率的な改善を図るために必要な次の施設とする。</p> <p>(ア) 海水、温水等を活用した漁業集落道や防火用水等の公共施設の消雪施設</p> <p>(イ) 漁業集落排水処理施設から発生する汚泥と水産副産物を一体的に処理する堆肥化施設</p>
	(4) 用地整備	<p>漁村環境の改善に必要な施設用地の整備であり、漁業集落住民の生活改善のための共同利用施設、廃棄物処理施設、排水処理施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。</p>
	(5) 特認事業	<p>上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。</p>
3 防 災 関	(1) 漁業集落道整備	<p>(ア) 漁業活動等及び漁港の利用の増進を図るために行う道路の整備にあつては、漁業者が漁獲物又は資材の運搬等に必要なものであり、かつ、多くの漁業者が利用できる公共性の高いものとする。</p>

<p>連 施 設 整 備</p>	<p>(イ) 防災安全の確保を図るために行う道路の整備にあっては、災害時において避難路又は消防活動が困難である区域の解消に資する道路となる漁業集落道（地域防災計画等において定められたもの。）とする。また、地震防災対策の強化を図るために整備する場合にあっては、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官通知）に基づく事業基本計画の承認を受けた地区に限り、当該施設の整備ができるものとする。</p> <p>(ウ) 構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める基準に準拠するものとする。</p> <p>(エ) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>(オ) 漁業集落道の事業基本計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局と協議し調整を図るよう努めるものとする。</p>
<p>(2) 防災安全施設 整備</p>	<p>(ア) 対象とする施設は、漁村及び漁港施設の保全と防災安全のために必要な土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設及び防火施設等とする。</p> <p>(イ) 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る本事業による防災安全施設を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。</p>

<p>(3) 緑地・広場施設整備</p>	<p>(ア) 対象となる施設は、災害時において避難地となる緑地・広場施設（地域防災計画等において定められたもの。）又は快適にして潤いのある漁業集落の形成等を図るために必要な緑地、防災施設、これらに通じる避難経路及びこれらに付帯する施設とする。また、避難地となる緑地・広場施設は、当該漁業集落における避難地（公共空地）の面積を、避難地に避難すると見込まれる人数で除した場合に、計画避難人数一人につき1㎡未満の面積となる場合に限り対象とする。</p> <p>(イ) 全体計画面積は、2,500㎡以上（第3の2の（1）のウに該当する集落の整備であって、当該面積が周辺の空地（災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられるものに限る。）と併せて2,500㎡以上となる場合については、1,000㎡以上）とする。ただし、第3の2の（1）のエに該当する集落の整備であって、津波からの避難路や避難タワー等と併せて津波避難地の整備を行う場合に限り、計画避難人数一人につき1㎡以上の面積を確保するための所要の面積を計画面積とする。</p>
<p>(4) 土地利用高度化再編整備</p>	<p>(ア) 集落の一定規模の区画において生活環境の改善、生活利便の向上及び防災安全の確保に必要な用地の確保のための土地の再編整理</p> <p>(イ) 集落の円滑な交通及び景観の改善を図るため、電線、電話線、水道管等を地下に收容するための施設の整備</p> <p>(ウ) 津波、高潮等の常襲地帯において集落の安全性を確保するための移転等及びその跡地に水産関係の施設整備を行うための用地整備</p>
<p>(5) 用地整備</p>	<p>漁村環境の改善に必要な施設用地及び防災空地を兼ねた緑地、広場等の用地の整備であり、漁村環境の改善に必要な施設用地とは、漁業集</p>

			<p>落住民の生活改善のための共同利用施設、防災安全施設、緑地・広場施設等を設置するための用地及び本事業の実施に伴い必要となる住宅等の代替用地とする。</p>
		(6) 特認事業	<p>上記のほか、本事業の目的を達成するため、水産庁長官が特に必要と認めた事業。</p>
		市町村等事業推進	<p>市町村が行う漁業集落環境整備事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。</p>
漁村再生交付金事業	4	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、及び漁港施設用地の整備	<p>別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第2の2（1）の工種(1)から(5)に規定する施設の整備。</p>
	5	魚礁、増殖場、及び養殖場の整備	<p>別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）第2の2（1）の工種(6)から(8)に規定する施設の整備。</p> <p>ただし、増殖場及び養殖場の整備について、漁港に近接した施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
	6	水域環境保全	<p>効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図るため、又は漁場と接続する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行う堆積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、作れい、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購</p>

		<p>入又は補修並びに廃船の処理</p> <p>ただし、漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための事業については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
7	<p>緑地、防災施設、 その他施設</p> <p>漁港環境施設整備</p>	<p>区分1で規定する(1)から(4)までを対象とする。</p> <p>ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。</p>
8	<p>漁業集落道整備、 水産飲雑用水施設 整備、漁業集落排 水施設整備、防災 安全施設整備、緑 地・広場施設整 備、土地利用高度 化再編整備、地域 資源利活用基盤施 設整備及び用地整 備</p> <p>漁業集落環境</p>	<p>区分2の(1)から(4)まで及び3の(1)から(5)までを対象とする。</p>
9	<p>地域創造型整備</p> <p>地域創造型整備</p>	<p>漁村再生計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（区分4から8までの総事業費の10%以内）とする。</p>

市町村等事業推進	市町村が行う漁村再生交付金事業に対する円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。
----------	---

(2) 機能保全対策等

上記事業メニューのうち機能保全対策（機能診断、機能保全計画の策定及び機能保全計画に基づいた保全工事）を実施できるものは、次に掲げるものとする。

ア 漁港環境整備事業のうち緑地、防災施設及び用地

イ 漁業集落環境整備事業のうち漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地

なお、緑地・広場施設整備及び用地整備において、機能保全対策及び機能強化を実施することが出来るものは、災害時において避難若しくは緊急物資の一時保管場所等に利用される用地（地域防災計画等において定められたもの。）又は漁業集落排水施設用地に限るものとする。

3 事業主体

この事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第3 事業の対象

1 漁港環境整備事業

この事業の対象は次の要件のいずれにも該当する漁港とする。

- (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。
- (2) この事業の実施につき、漁業者その他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高い地区であること。
- (3) 全体計画面積について、2,500㎡以上であること。ただし、第1種漁港及び第2種漁港については1,200㎡以上とする。
- (4) 当該事業の整備対象となる計画面積は、第2の2に掲げる漁港環境整備の施設を利用すると見込まれる人数（一日平均の当該施設利用者人数）で除した場合に、原則、計画利用者人数一人につき15㎡以下の面積となる場合に限るものとする。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設で、その構造、配置等が避難行動等を阻害しないものであること。

- (5) 総事業費が5,000万円以上であること。ただし、用地造成を伴わない整備については、計画事業規模3億円を超えるものとする。
- (6) 第2の2の(1)に掲げる防災施設及び用地整備で機能診断、機能保全計画策定及び保全工事のみを実施する場合は、5,000万円未満のものも実施できることとする。

2 漁業集落環境整備事業

- (1) この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア 漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第1位の漁業集落であること。なお、過去3年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする）。

ただし、資源回復計画作成要領（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和20年法律第267号）第124条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和5年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第1位であったものも対象とする。

また、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港の背後以外に位置する漁業集落は、漁業集落排水施設の整備を実施する場合に限り対象とする。なお、この場合には都道府県関係部局、関係市町村との調整を了し、漁場等水域環境の保全、漁業集落の生活環境の改善の面から緊急性が認められる場合に限り実施するものとする。

- イ 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設のみを整備する場合には、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港の背後（以下この別紙においては「漁港背後」という。）に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。
- (ア) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の規定により定められた排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6及び7の規定に基づき環境大臣が定める湖沼及び海域で、かつ、漁業が営まれる水域に面する集落
 - (イ) 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第123条第2項ただし書きの規定に基づき異常な赤潮による養殖損害をてん補することが可能な水域に面する漁業集落（ただし、事業採択年度の直近5箇年間に赤潮が発生した海域に面する漁業集落、又は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の2のアのA類型に係る基準値及び同イのII類型に係る基準値を達成していない水域に面する漁業集落に限る。）
- ウ 第2の1の(2)のイの(ア)、(ウ)及び(オ)のみを整備する場合には、漁港背後に位置し、次のいずれかに該当する集落とする。
- (ア) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条の規定により指定された地震防災対策強化地域に立地する集落
 - (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域に立地する集落
 - (ウ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に立地する集落
- エ 第2の1の(2)のイの(ウ)に掲げる緑地・広場施設のうち計画避難人数一人につき1㎡以上の所要の面積の津波避難地を整備する場合は、次のいずれかに該当する集落とする。
- (ア) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第10条の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落
 - (イ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第9条の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に立地する集落

(ウ) 過去に津波被害を受けたことがある又は今後受けるおそれがある地域にあって、当該地域への津波の浸水想定が30分以内に30cm以上の浸水深である等、避難対策の必要性が高い地域に立地する集落

- (2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下（漁業集落排水施設整備並びに（1）のウの(イ)又は(ウ)の集落のうち（1）のアを満たす漁業集落において行う津波から避難するための漁業集落道、緑地・広場施設及び用地整備については、100人以上5,000人以下）の規模であることとする。一定以上の漁業活動が行われている漁港（水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）第1の3の（2）のアの（イ）のうち第1種若しくは第2種漁港にあってはa、b又はcの要件のいずれかを満たす漁港又は3種若しくは第4種漁港）背後の漁業集落における漁業集落排水施設（広域化・共同化計画に基づき、広域化・共同化に取り組んでいるものに限る。）を整備する場合においては、この限りではない。

また、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上5,000人以下の規模の漁業集落であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）に規定する離島振興対策実施地域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に規定する辺地を包括する市町村

ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）に規定する振興山村

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条

第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

オ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に規定する奄美群島

- (3) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設整備については、(1)のオ又はイに定める漁業集落（以下この別紙においては「基本集落」という。）において、基本集落以外の集落を対象として、当該施設整備を実施することにより、漁港及び周辺水域の水質保全がより効率的に図られると認められる場合に一体的に整備することができる。ただし、原則として基本集落の規模を上回らない次のいずれかに該当する集落であることとする。

ア 基本集落に近接した集落

イ 基本集落と一連の沿岸域に位置し、漁協が同一又は漁業生産活動が密接な関係にあり、(1)のオ及び(2)の要件の全てに該当する漁業集落

- (4) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設、第2の1の(2)のオの(イ)に掲げる水産飲雑用水施設又は第1の1の(2)のイに掲げる防災関連施設の整備を同一市町村の複数の漁業集落で一体的に行うことにより広域的な減災力の強化が図られると認められる場合は、これを1事業として実施することができるものとする。ただし、第2の3で定める事業主体が災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成7年4月1日付け7水港第1070号農林水産事務次官依命通知）第5に掲げる事業基本計画を作成する場合であって、当該複数集落がそれぞれ(1)から(3)に該当する集落である場合に限るものとする。

- (5) この事業の総事業費は3,000万円以上とする。ただし、漁業集落環境整備において(4)に該当する場合は以下の事業費以上とする。

事業費（万円）＝3,000＋1,500×（漁業集落数（漁業集落数が4を超える場合は4とする。）－1）

- (6) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設整備及び(イ)に掲げる水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合には3,000万円未満のものも実施できることとする。

また、保全工事のみを実施する場合の総事業費は、250万円以上とする。

ただし第3の2の(2)に掲げる地域のいずれかの地域内で保全工事のみを実施する場合の総事業費は、150万円以上とする。

- (7) 第2の1の(2)のオの(エ)及びイの(オ)に掲げる用地整備、イの(ア)に

掲げる漁業集落道整備並びにイの(イ)に掲げる防災安全施設整備で機能診断と機能保全計画策定及び保全工事のみの場合は、3,000万円未満のものも実施できることとする。

- (8) 第2の1の(2)のアの(ア)に掲げる漁業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。

3 漁村再生交付金事業

- (1) 事業主体は、この事業で達成すべき目標及び達成状況を客観的に評価できる指標及び事業計画を定めた漁村再生計画を策定するものとする。ただし、都道府県及び市町村が共同で策定する場合にあつては、都道府県知事が当該市町村長の意見を聴取し漁村再生計画を策定するものとする。
- (2) 漁村再生計画を作成するに当たっては、関係機関、施設の予定管理者等と協議調整を図るとともに、漁業者を含めた地域住民、水産業協同組合、水産物の流通業者等により構成される協議会その他これに準ずる組織を設置し、地域の関係者の意向を十分反映するものとする。
- (3) 漁村再生計画の計画期間はおおむね6箇年以内とする。
- (4) この事業の対象は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場において実施するものとする。
- (5) この事業の総事業費は100百万円以上2,000百万円以下とする。ただし、漁村再生計画において定住人口又は交流人口を10%以上向上させることを指標として設定した地区のうち、既設の改良（漁港施設整備、漁場造成、漁港環境施設整備及び漁業集落環境整備に係るものに限る。）を行う場合の事業費は、50百万円以上とする。また、都道府県が行う漁港及び漁場施設の整備に係る全体事業費は500百万円以下とし、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は1,200百万円以下とする。

第4 事業の実施等

1 事業計画書の提出

- (1) 事業実施要綱第3に規定する農山漁村地域整備計画に基づき本事業を実施する場合は、以下のとおり、事業計画書を作成し、水産庁長官に提出（別記参考様式別紙10第1号）するものとする。

ア 都道府県知事は、この事業を実施しようとする場合には、関係市町村長の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を策定し、事業計画書の水産庁長官に提出するものとする。

イ 市町村長は、この事業を実施しようとする場合には、関係都道府県知事と協議し、当該事業に係る事業計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は当該事業計画書を水産庁長官に提出するものとする。

2 事業計画書の様式

1の事業計画書の様式は次のとおりとし、第2の1の(1)における様式は(1)及び(2)、第2の1の(2)における様式は(3)及び(4)、第2の1の(3)における様式は(5)及び(6)とする。

- (1) 漁港漁村環境整備(漁港環境整備)事業計画書(別記参考様式別紙10第2号)
- (2) 漁港概要表(別記参考様式別紙10第3号)
- (3) 漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画書(別記参考様式別紙10第4号)
- (4) 漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画地区概況表(別記参考様式別紙10第5号)
- (5) 漁港漁村環境整備(漁村再生交付金事業)事業計画書(別記参考様式別紙10第6号)
- (6) 漁港漁村環境整備(漁村再生交付金事業)事業計画地区概況表(別記参考様式別紙10第7号)

3 事業計画の変更

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とし、その変更は1の手続きに準じて行うものとする。

- (1) 第2の工種の新設及び廃止
- (2) 総事業費の変更であって20%以上の増減(労賃又は物価の変動によるものは除く。)ただし、漁村再生交付金事業については第3の3の(5)で規定する上限額を超えてはならない。
- (3) その他主要な工事の著しい変更

4 変更の手続き

事業計画書及び年度別事業計画書を変更しようとする場合には、1及び2の手續に準じて行うものとする。

5 年度別事業計画書

- (1) 年度別事業計画書の作成及び提出

1の(1)の規定に準じて、事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の事業計画書を作成すること。また、水産庁長官は必要に応じて都道府県知事に報告(別記参考様式別紙10第8号)を求めるものとする。

- (2) 年度別事業計画書の内容(別記参考様式別紙10第9号)

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 計画内容
- イ 計画内容を示す図面及び写真
- ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

第5 助成

- 1 国は、第4の5の年度別事業計画書の事業に要する経費について、予算の範囲内において都道府県に対して助成するものとする。ただし、市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の（2）の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、貸借料その他経常的な経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の（3）に準じて算定した額を上限とする。
- 2 対象経費
 - （1） 工事費
 - （ア） 本工事費
 - （イ） 附帯工事費
 - （ウ） 船舶及び機械器具費
 - （エ） 測量及び試験費
 - （オ） 用地及び補償費
 - （2） 地域創造型整備の実施に要する経費
 - （3） 市町村等事業推進

第6 施設の管理、運営

第2の1の(1)における漁港管理者及びに第2の1の(2)、(3)における施設の事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適正な管理、運営に努めるものとする。

第7 その他

- 1 「農山漁村高齢者対策の実施について」（平成8年5月10日付け8農産第2956号農林水産省農産園芸局長、農林水産省構造改善局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンが策定されている市町村において本事業における漁業集落環境整備を実施する場合には、同ビジョンに十分に配慮するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の

男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

- 3 この運用に定めるもののほか、漁港漁村環境整備事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成22年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別表1の1の(3)のウに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）別紙31の第3の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29生畜第1501号農林水産省生産局長通知・29農振第2962号農林水産省農村振興局長通知・29林整計第579号林野庁長官通知・29水港第3354号水産庁長官通知）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知）別紙21（漁港漁村環境整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成30年度以降、継続して本交付金にて漁港環境施設に係る事業を実施する地区については、なお従前の例による。

(別記参考様式別紙10第1号)

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第4の1の(1)の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第4の2に規定する事業計画書（別記参考様式別紙10第2～7号）

(別記参考様式別紙10第2号)

漁港漁村環境整備(漁港環境整備)事業計画書

1 事業の目的

2 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性

3 計画の内容

事業種目	細目	規模	事業費	整備期間

※ 事業費は千円単位

※ 事業種目については、実施要領別紙10第2の2における工種名を記載のこと。

※ 細目については、樹木、屋外拡声装置等の具体的な施設名を記入のこと。

4 添付資料

(1)所在地及び位置図

(2)計画平面図

(3)漁港及び漁港周辺の写真

(別記参考様式別紙10第3号)

漁 港 概 要 表

都道府県名		漁港名		種別		所在地		事業主体		管理者		着手年度	
漁港の概要													
漁船数	計		～3 t	3～5 t	5～10 t	10 t～		属人	属地	主な漁業種類			
	利用漁船	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚量	t	t				
	登録漁船	隻	隻	隻	隻	隻	陸揚金額	t	t				
			面積	緑地面積	漁港の美化への取り組み状況								
漁港施設用地			m ²	m ²									
漁港関連施設用地			m ²	m ²									
その他の漁港関係用地			m ²	m ²									
地区の概要													
地区人口陸		人	地区内の公園		ヶ所	m ²	地球の環境改善への取り組み状況						
上海港利用者数漁業		人	海水浴場		ヶ所	m ²							
組合員数		人											
漁港環境整備事業の概要				環境整備事業の必要理由・漁港関係者、住民の要望等					計画面積の根拠				
*施設内容、全体計画面積等 (全体計画面積○○○m ² うち緑化面積○○○m ²)				*改善しなければならない現状及び、改善のため必要な整備、それによつての効果、漁港関係者・住民の地区の環境整備に対する要望についてのアンケート結果等具体的に記入のこと。									
整備後の利用計画							維持管理の計画						
*通常の漁港関係者の利用のほか、ゲートボール大会や年間を通じての祭り、イベント及び年当たりの利用人数の見通し等を記載。													
漁港整備計画				その他の事業計画				過去における環境関係事業の実績					
事業名				事業名									
事業概要				事業概要									
				(災害に強い漁業地域づくり事業の実施漁港は概要を記入のこと。)									

漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画書

都道府県名		地区名		所在地		事業主体		実施希望年度	
A 対象地区の現況に関する事項	1	漁業集落の概況			B 事業構想に関する事項	1	漁業集落の将来像		
	2	漁業の現状				2	漁業振興の構想		
	3	漁港整備の現状				3	漁港整備の構想		
	4	環境整備の現状				4	環境整備の構想		
	5	社会組織と地域活動の現状				5	社会組織と地域活動の構想		
	6	住民の意向				6	その他必要な事項		
	7	その他特記すべき事項							
	8	漁業集落の問題点							

C 事業計画及び実施に関する事項	1 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性						
	2 環境基盤の整備 (千円)						
	事業種目	事業細目	数量	事業費	整備期間	整備方針等	
	(1)漁業集落道整備				～		
	(2)水産飲雑用水施設整備				～		
	(3)漁業集落排水施設整備				～		
	(4)防災安全施設整備				～		
	(5)緑地・広場施設整備				～		
	(6)土地利用高度化再編整備				～		
	(7)地域資源利活用基盤施設整備				～		
(8)用地整備				～			
(9)特認事業				～			
計							
3	管理予定者及び管理方法					D 付 属 資 料 (別 添)	(1)別記参考様式別紙10第4号の1～3 注)必要な様式のみ添付のこと (2)所在地及び位置図 (2)計画平面図、詳細平面図 (3)その他、説明に必要な写真
4	費用の負担方法						
5	資金計画						
6	上位計画及び関連計画 (ただし、漁港整備事業は除く)						

注：○ 2 環境基盤の整備中の①事業細目は

(1)漁業集落道整備では、○号集落道等

(2)水産飲雑用水施設整備では、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等

(3)漁業集落排水施設整備では、処理施設、管路施設、ポンプ施設等

(4)防災安全施設では、土砂崩壊防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設等

(5)緑地・広場施設整備では、樹木、休憩所、附帯施設等

(6)土地利用高度化再編整備では、土地再編整理施設、地下収容施設、移転用地整備等

(7)地域資源利活用基盤施設整備では、消雪施設、堆肥化施設等

(8)用地整備では、共同利用施設用地、廃棄物処理施設用地、排水処理施設用地、住宅代替用地等の別を種分けし記載すること。

○整備方針については事業種目ごとの必要性がわかるように記載すること。

〔記載要領〕

A 漁業集落の現況に関する事項

○計画策定の前段階として、過去のすう勢をふまえ、対象集落の現状と問題点、その要因及び地域特性について明らかにする。

A-1 漁業集落の概況

(1) 位置と交通条件

市町村における当該集落の位置、市町村中心地区、D. I. D地区からの交通条件などについて記述する。

(2) 漁業集落の範囲

当該集落と市町村、行政区、字界区等との関係、面積及び集落範囲設定の理由について記述する。

(3) 人口、世帯の現状

人口、世帯数などの推移と現状について記述する。

(4) 地区産業の現状

部門別の生産規模、集落構成員の就業構造など地区産業の現状、特性、問題点について記述する。

(5) 地勢の現状と集落の形態

集落の土地形状、集落の形状、密度などについて記述する。

A-2

(1) 漁家と漁業形態

漁業種類、漁場、漁期、漁労形態などの漁業形態、それに対応する漁家の階層、専兼の形態、漁業者の年令と後継者の有無などについて記述する。

(2) 漁業生産量の推移

漁業種類別、漁種別に漁業生産量の推移について記述する。

(3) 漁船の動向

漁船規模別の漁船隻数、総トン数の推移について記述する。

(4) 水産物流通加工の現状

水産物の陸揚地別陸揚量の推移、出荷配分、地元加工など流通加工の現状について記述する。

(5) 漁家生活の現状

漁業者の生活時間、労働、婦人、老人、子供などの漁業生産における役割漁業労働に伴う健康問題など漁家生活の現状について記述する。

A-3 漁港整備の現状

(1) 漁港整備の経緯と現状

年度別に漁港整備の経緯と現状（充足度など）について記述する。

(2) 漁港利用の現状

漁港利用の現状について記述する。

(3) 水産関連施設整備の現状について記述する。

A-4 環境整備の現状

(1) 道路交通の現状

道路の整備状況、交通の現状について記述する。現状分析については以下の点に留意する。

① 道路の構成段階はどうなっているか。混乱していないか。

※一般的な構成段階

主要幹線道路（通過交通道路）－漁港関連道、連絡道路－集落内幹線道路－臨港道路－集落内道路－生活道路（露路など）

- ② 主要幹線道と集落、漁港の連絡利便性はどうか。
 - ③ 集落と漁港の連絡利便性はどうか。
 - ④ 公共サービス（ゴミ、し尿収集、消防、救急など）が十分に機能できる配置になっているか、幅員は十分か。
 - ⑤ 公共、公益施設、商店などの連絡などはどうなっているか。
 - ⑥ 住民はどの程度車を所有し、利用しているか。
 - ⑦ 道路は車両の通行以外にどのように利用されているか。（通学路、買物路、祭、漁業作業、子供の遊び場など）
 - ⑧ 通過交通量はどうか。交通事故の危険はないか。
 - ⑨ 騒音、振動、ほこりなどの車公害はでていないか。
 - ⑩ 道路が路面浸水することがないか。
 - ⑪ 転落、落石、崩壊などの危険な箇所はないか。
 - ⑫ くらくて危険な箇所はないか。
 - ⑬ 駐車はどこにしているのか。駐車場は不足していないか。
 - ⑭ 積雪時の通行はどうか。
 - ⑮ 道路の景観はどうか。（街路樹、垣根などがあるか）
 - ⑯ 道路の管理は十分におこなわれているか。どぶさらい、清掃など住民による管理作業がなされているか。
- (2) 飲・雑用水の供給の現状

水道施設の整備状況などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

- ① 飲料水は何を使用しているか。
- ② 水産用水は何を使用しているか。
- ③ 使用水量は十分か。
- ④ 水量不足の期間はいつか。またその原因は何か。
- ⑤ 水質は良いか。悪い場合の原因は何か。
- ⑥ 今後の水産業振興計画に対応して、水量を確保できるか。

(3) 排水、廃棄物処理の現状

排水状況、家庭水産雑排水の排水処理状況、し尿処理状況、家庭ゴミ、水産廃棄物の処理状況、漁港・漁場の汚染状況などについて記述する。現状分析については以下の点について留意する。

- ① 雨水排除はスムーズにおこなわれているか。
- ② 家庭雑排水、水産排水の処理方法はどうか。
- ③ し尿処理の方法はどうか。個人処理の場合、畑地還元などの方法は今後も可能か。
- ④ ゴミの分別収集はなされているか。
- ⑤ ゴミの収集回数は十分か。
- ⑥ 水産廃棄物の種類は何か。またその処理方法はどうか。
- ⑦ ゴミ、し尿などの不法投棄はなされていないか。
- ⑧ 環境衛生上の問題はおきていないか。
- ⑨ 漁港が汚染し、機能（漁獲物鮮度の低下、漁船耐用年数の低下、悪臭など）が低下していないか。
- ⑩ 漁場が汚染され、魚貝類に影響がでていないか。

⑪ 漁港・海岸の清掃がおこなわれているか。地域住民の参加はあるか。

⑫ 合成洗剤などの影響がでていないか。

(4) 防災、消防の現状

自然防災、消防施設の整備状況、体制などについて記述する。現状分析については以下の点に留意する。

① 洪水、地すべり、津波高潮、雪崩などの自然災害の危険はないか。整備は十分になされているか。

② 初期消火体制（とくに海上作業時）のしくみができているか。

③ 消防車の活動に支障のある区域はないか。

④ 消防ポンプ、防火水槽、消火栓などの整備状況は基準を満たしているか。

⑤ 防火区画のような空地、緑地はあるか。

⑥ 自然災害、火災時の避難場所はあるか。

(5) 緑地・広場の現状

緑地・広場施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

① 漁業集落住民がレクリエーション等をするのに十分な広場や施設はあるか。

② 子供が安全に遊ぶことができる広場はあるか。

③ 火災時の延焼の防止及び津波等の緩衝のための緑地並びに住民の避難場になり得る広場はあるか。

④ 飛潮や飛砂から集落の環境を保全する緑地の整備はなされているか。

(6) 地域資源の現状

対象となる地域資源及びその活用方法等について記述する。現状分析について以下の点に留意する。

① 漁業集落道、公共施設の消雪対策はどのように行っているか。

② 消雪対策に利活用が可能な温水や地下水は十分にあるか。

③ 汚泥の発生状況及びその処理については現在どうしているのか。

④ 漁業活動において発生する水産副産物の発生状況及びその見通しはどうであるか。

(7) 土地利用の現状

土地利用の現状について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

① 住宅（用地）の需要は大きいか。またその要因（世帯分離、借家・間取りの解消、遠距離地居住者の移転など）は何か。

② 住宅の拡張、新設用地はあるか。

③ 公共・公益施設、漁業近代化施設などの施設用地は十分か。その新設・拡張用地はあるか。

④ 土地利用の混在による問題（騒音、臭気、火災危険、交通事故危険など）はないか。

⑤ 漁港周辺用地の土地利用は集落の“核”として十二分に利用されているか。

⑥ 公有地など利用可能な用地があるか。

⑦ 海水浴場などの自然海岸が確保されているか。

(8) 公共・公益施設の現状

公共・公益施設の整備状況について記述する。現状分析については以下の点について留意する。

① 地区の集会・研修内容、頻度など活動は活発におこなわれているか。

② 不活発の場合、その原因は何か。

③ 人口規模や活動状況、活動希望に見合った研修・集会施設の規模、内容が充足されているか。

④ 施設がない場合どのように充足しているか。

- ⑤ 人口規模や活動状況に見合った公園・緑地等のオープンスペースがあるか。
- ⑥ 子供はどのような遊び方で、どこを利用しているか。
- ⑦ 危険性はないか。
- ⑧ 寺社の境内やその他の遊び場があるか。校庭は開放されているか。
- ⑨ 泳げない子供はいないか。海水浴場は確保されているか。
- ⑩ 労働過重などで健康に問題はないか。また、医療体制、施設の整備状況はどうか。
- ⑪ 婦人の海上作業などで、子供や老人にしわよせがきていないか。そのための体制、施設（保育所、老人施設、児童施設）の整備状況はどうか。
- ⑫ その他、人口規模、生活圏、活動施設などに見合った公共・公益施設は整備されているか。

A-5 社会組織と地域活動

漁業関係を主とした地域社会組織の現状とこれら組織による地域活動及び施設の管理運営の状況について記述する。

A-6 住民の意向

地区住民の総合整備に対する意向について記述する。地区住民はおおむね次の組織等の意見をきくものとする。

- ① 漁業共同組合
- ② 漁協婦人部
- ③ 漁協青年部
- ④ 漁業研究グループ
- ⑤ 部落（区）会
- ⑥ 婦人会
- ⑦ 青年会
- ⑧ 老人会
- ⑨ 生活改良普及員
- ⑩ 水産改良普及員
- ⑪ その他商工会、公民館など

A-7 その他特記すべき事項

当該地区の特性等、特記すべき事項について記述する。

A-8 漁業集落の問題点

1～7における現状と地区住民の意向の分析の結果をふまえ、漁業集落における総合的な整備の構想を樹立するに当たってとくに留意すべき諸点を地区の特性を配慮して記述する。

B 漁業集落総合整備の事業構想に関する事項

- 現状分析をふまえ、漁業集落の総合的な整備の構想を明らかにする。
- 構想は当該事業に関わるものだけでなく、また問題の個別的、当面的解決だけでなく、全体の将来像について記述する。
- 構想は市町村の全体構想及び広域的な社会的、経済的關係に十分配慮すること。
- 構想の範囲は当該集落を原則とするが、整備計画区域と関係の深い地区のついても言及する。

B-1 漁業集落の将来像

整備構想の前提として、地区の特性及び地区住民等の意見を配慮した集落整備の目標ともいえるべき基本的方向について、おおむね10年後を見通して記述する。

B-2 漁業振興の構想

漁場整備開発、沿岸漁業構造改善、栽培漁業の振興などをふまえ、漁業振興の構想を記述する。その中で、漁業種類、生産規模、経営体、従事者、漁場の保全と開発、流通加工、施設整備等について明らかにする。

B-3 漁港整備の構想

漁業振興の構想を受けて漁港整備の構想を明らかにする。

B-4 環境整備の構想

道路・交通施設整備、飲雑用水施設整備、排水処理施設整備、廃棄物処理施設整備、公共・公益施設整備、防災消防施設整備、住宅整備等について、整備の考え方、整備種目、整備手法、整備規模、管理運営の方法などの構想を明らかにする。

また、漁港整備を含め、集落空間の整備（土地利用）構想についても明らかにする。

B-5 社会組織と地域活動の構想

漁業集落を快適な環境として発展させるための、主として漁業関係組織づくりとその活動のあり方に関する方向について明らかにする。

B-6 その他の必要な事項

その他構想に関して必要な事項について記述する。

C 事業計画及び実施に関する事項

○Bで述べた構想を達成するために、事業の内容、範囲、優先順位、事業手法と事業量の見通し等を検討し、当該地区に係わる整備目標及び事業計画などを明らかにする。整備計画は基本的に構想の部分的検討として位置づける。

○事業手法の検討に際しては、漁港整備計画との関連、整合性－工事の一体性、機能の密接性、施工時期などについて留意する。また他事業との関連について留意する。

C-1 農山漁村地域整備計画の目標と事業計画との整合性

農山漁村地域整備計画との関連整合性を記載する。

C-2 環境基盤の整備

- (1) 漁業集落道整備
- (2) 水産飲雑用水施設整備
- (3) 漁業集落排水施設整備
- (4) 防災安全施設整備
- (5) 緑地・広場施設整備
- (6) 土地利用高度化再編整備
- (7) 地域資源利活用基盤施設整備
- (8) 用地整備

D その他参考となる事項

(別記参考様式別紙10第4号の1)

漁業集落排水施設整備の計画概要表

漁港名(地区名)		都道府県名			市町村名			
排水処理の現状		集落人口			人戸			
排水処理の必要性		計画処理対象人口			計画人口	帰省人口	施設利用人口	計人戸
					人	人	人	戸
負担区分	事業費	国	都道府県	市町村	その他		受益者	
	補助施設	%	%	%	%		%	
	うち雨水排水							
	単独施設							
	合計							
事業費	工事		数量		事業費		事業主体	
	補助施設	処理施設						
		管路施設						
		ポンプ施設						
		その他						
	小計							
	単独施設(a)							
計(b)								

維持管理費		維持管理主体	維持管理費		維持管理費の算定方法	
	補助施設		円/年			
	(うち雨水排水)		円/年			
	単独施設		円/年			
	合計		円/年			
処理施設の概要	処理施設名	敷地面積	処理方式		放流先	
	計画処理対象人口	計画流入水質				
		B O D	S S	T - N	T - P	その他
	人戸	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	
	計画日間最大汚水量	計画放流水質				
	m ³ /日	B O D	S S	T - N	T - P	その他
	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		
資金計画	補助		残		非補助	
				単独分	家庭内設備	
計画	受益者負担	建設費		維持管理費		
		円/戸		円/戸		
備考	(a) / (b) × 100% =					

※排水処理の必要性欄は、漁港機能、漁業生産、生活環境面への被害状況等を記入すること。

(別記参考様式別紙10第4号の2)

漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業(改築/機能保全工事)の概要
(漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設)

都道府県名 _____

【事業工程】

(金額単位：千円)

漁港名	地区名	種別	事業主体	改築保全工事業費	細目	年度事業費	年度事業費	年度事業費
合 計								

【既設施設について】

着工年度	完成年度	施設の概要	供用開始年度	施設管理者	過去の補修状況及び事業費	老朽化の状況

【記入要領】

下記の施設の改築の対象となる機械及び装置等とは、次のとおりである。

< 漁業集落排水施設 >

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の污水处理施設設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備
- ①管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

< 水産飲雑用水施設 >

- ①計測設備
- ②沈殿材注入設備
- ③電気設備
- ④ポンプ設備
- ⑤減菌設備
- ⑥荷役設備

(別記参考様式別紙10第4号の3)

漁業集落排水施設整備の一体的に整備することを相当とする地区概況表

都道府県名； _____ 漁港名； _____ 地区名； _____

① 基本集落に近接した集落

集 落 名 (処理区名)	人 口	基本集落との関係	漁業集落排水施設として実施する理由	集落排水施設の必要性及びその効果
	人			
計				

② 基本集落以外の漁業集落

集 落 名 (処理区名)	人 口			就 業 状 況			漁 家 状 況				漁 業 依 存 状 況			
	人	口	a / b	総就業人口	漁業就業人口	c / d	総戸数	漁家数	漁家率	漁家順位	純生産額	漁業生産額	漁業依存度	漁業生産
	a	b	%	人	人	%	戸	戸	%	位	千円	千円	%	位
計														
基本集落との関係				漁業集落排水施設として実施する理由				集落排水施設の必要性及びその効果						

(別記参考様式別紙10第4号の4)

機能診断及び機能保全計画策定の概要
(漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区、△△地区

2 施設管理者

3 施設概要

① 施設

地区名	施設名	計画人口 (人)	整備期間 (〇〇年～〇〇年)	建設費 (百万円)	備考

② 施設内容

施設名	処理施設 (箇所)	管路施設 (km)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考

③ 維持管理

(千円)

施設名	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4 事業実施期間

〇〇年度 ～ 〇〇年度

5 参考資料

位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

(別記参考様式別紙10第4号の5)

機能診断及び機能保全計画策定の概要

(漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区、△△地区

2 施設管理者

3 施設概要

① 既存施設の整備概要

地区名	施設名	整備期間 (〇〇年～〇〇年)	建設費 (百万円)	備考

② 施設内容

施設名	工種	単位	備考

③ 維持管理

(千円)

施設名	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	備考

※近年、五箇年の維持管理費を記入。また、備考欄に主要な維持管理内容を記載。

4 事業実施期間

〇〇年度 ～ 〇〇年度

5 参考資料

位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真

(別記参考様式別紙10第4号の6)

機能保全工事の概要

(漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設及び用地)

1 地区名

〇〇県〇〇市〇〇地区

2 施設管理者

3 機能保全工事の概要（当該事業計画期間の内容を記載すること）

① 計画期間：〇〇年度～〇〇年度

② 総事業費：〇〇百万円

③ 施設内容

施設名	工種	単位	保全工事内容	費用 (百万円)	実施期間

4 参考資料

- ・機能保全計画の概要（当該事業計画期間を含む保全計画全体に関するもの）
- ・位置図、現行の施設図面及び主要施設の写真
- ・その他保全工事の内容が分かる資料

(別記参考様式別紙10第5号)

漁港漁村環境整備(漁業集落環境整備)事業計画地区概況表

所在地；

(地区)

人現 口状 就 業 の	人		就 業 状 況				漁 家 状 況					そ の 他 地 区 に 関 す る 事 項	集 落 形 態	
	人口 a	漁家人口 b	漁家人口率 c	総就業人口 d	漁業就業人口 e	e / d	総戸数 f	漁家数 g	g / f	漁家順位	水産加工			
	地 区 A	人	人	%	人	人	%	戸	戸	%	位			戸
	市町村 B													
A / B %														
土の 地現 利状 用等	土 地 利 用 の 現 状 (ha)					1 戸 当 たり 宅 地 (㎡)			居住地域 面 積	宅地価格 (3.3㎡)				
	計	農用地	林 野	宅 地	その他	平 均	漁 家	漁家建物面積						
	地 区 A								ha	千円				
	市町村 B													
A / B %														
漁業の 現 状	経営階層	計	～3 t	3～5 t	5～10 t	10 t～	定 置	養 殖	その他	主 な 漁 業 種 類				
	経営体数													
	トノ別	計	～3 t	3～5 t	5～10 t	10 t～		属 人	属 地					
	漁船登録数	隻					漁獲量	ト	ト					
利用	隻					漁獲金額	百万円	百万円						
(A) 漁 港 の 現 状	種 別	第 ○ 種	(B) 漁 業 集 落 の 問 題 点											
	整備計画等		道路交通				防災・消防							
	事業費						緑地・広場							
	漁港整備計画について		飲雑用水				土地利用							
			排水・廃棄物				公共・公益施設							
												漁港区域(陸域)との関係		
												D I D		
												都市との関係		
												漁業依存度(平 年)		
												陸路(海路) km		
												所要時間 分		
												a 漁業地区純生産額		
												b 漁業生産額(含水産加工)		
												漁業生産額順位 位		
												b / a %		

(別記参考様式別紙10第6号)

漁港漁村環境整備(漁村再生交付金)事業計画書(漁村再生計画)

1. 漁村再生の目標・指標と設定の考え方
2. 地域創造型整備の目的及び内容
3. 既存ストックの有効活用の考え方
4. 事業計画
 - (1) 目的及び目標・指標との整合性
 - (2) 事業主体
 - (3) 地域の所在及び現況
 - (4) 管理要領
 - (5) 費用の概要
 - (6) 効用
 - (7) 他事業との関係
 - (8) 財産処分計画
 - (9) 計画概要図
5. 協議会等の検討状況

[記載要領]

1. 漁村再生の目標・指標と設定の考え方
 - (1) 本事業の実施するに当たり達成すべき目標及び、その達成状況を把握するための指標を記載する。
 - (2) 記載した目標、指標の設定の根拠を記載する。
 - (3) 指標については基準年度、目標年度により達成値を設定し、その根拠を記載する。
2. 地域創造型整備の目的及び内容
実施する地域創造型整備が目標達成に必要な理由及びその内容(主な施設名、取組事項、事業費及び実施期間)を記載。
3. 既存ストックの有効活用の考え方
 - (1) 当該交付金で有効活用を図る既存ストック(施設名等)を定義し、課題、問題点等を記載する。
 - (2) 有効活用の方法(目的、整備手法、内容等)を記載する。
4. 事業計画
 - (1) 本事業の目的と漁村再生計画の1.で記載した目標及び指標との整合性を記載する。
 - (2) 所在する市町村及び地区の概況、漁業の現況等を記載する。
 - (3) 事業完了後の施設の管理主体、管理方法等を記載する。
 - (4) 事業を実施するに当たり所用の費用計画(受益者負担額・割合)を記載する。
 - (5) 事業実施による効果について、貨幣換算化している場合記載する。
 - (6) 事業の実施により生じる財産処分の計画を本項に記載する。
5. 協議会等における主な構成員、意見及び反映状況を記載する。
6. その他
様式はA4縦書きを標準とする。

令和〇〇年度漁港漁村環境整備(漁村再生交付金)事業計画概要表

都道府県名		地区名		所在地		漁港名		漁港種別		総事業費		千円	
集 落 の 概 況	人口・戸数	人口	漁家人口	戸数	漁家戸数	事業種目	工種	数量	事業費	国費	備考		
	地区	人	人	戸	戸	漁港施設			(千円)	(千円)			
	市町村	人	人	戸	戸								
	土地利用状況	計	農用地	林野	宅地	その他	総漁場造成					※対象魚種を記載すること	
	地区	ha(100%)	ha(%)	ha(%)	ha(%)	ha(%)							
	市町村	ha(100%)	ha(%)	ha(%)	ha(%)	ha(%)							
	集落形態	集落総戸数	密居	集居	散居	散在	水域環境保全創造						
	戸(100%)	戸(%)	戸(%)	戸(%)	戸(%)	戸(%)							
	地域指定状況												
	漁業の概況	漁獲量・金額	属人	属地	主な漁業種類								
	漁獲量	トン	トン										
	漁獲金額	百万円	百万円										
	養殖漁業	漁獲量・金額	養殖魚種										
	漁獲量	トン											
	漁獲金額	百万円											
	漁船隻数	計	~3t	3~5t	5~10t	10t~							
	登録	隻											
	利用	トン											
整備に関する事項備考	工事の着手時期及び完了予定時期		年度 ~ 年度										
	事業の問題点・課題・整備方針・財産処分計画												
	漁港施設	漁場造成	※対象魚種を記載すること										
	水域環境保全創造												
	漁港環境施設												
	漁業集落環境施設												
	※ 都道府県、市町村の内訳及び受益者負担を記載する。												

地域創造型	ハ ド ソ フ ト	工種	事業量	事業費	目的及び効果の具体的内容	
		取組事項	内容	積算内訳	目的及び効果の具体的内容	

維持管理	施設名		管理予定者		管理方法	
	事業種目	工種	数量	事業費	国費	備考

漁村再生計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
地区名	ふりがなをつける。
所在地	町村の場合は郡名から記載し、大字〇〇、〇〇集落まで記載する。地区名と同様にふりがなをつける。
集落の概況	事業区域の集落の概況を記載する
地域指定状況	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記載する。
漁業の概況	事業計画区域に位置する漁港の概況を、最近年の統計、港勢調査を基礎に記載する。
整備に関する事項	事業の問題点、課題及び整備方針及び施設を整備するに当たり、財産処分が伴う場合、施設名等を記載する。
事業費	(1) 漁港施設整備、漁場造成等各事業種毎に記載する。 (2) 各事業種毎の事業費には、純工事費及び諸経費を含んだものとする。
浜の活力再生交付金	浜の活力再生交付金での施設整備を事業計画に含める場合は、整備計画の内容に関する事項(施設名、数量、事業費、国費、整備予定期間等)を記載する。
地域創造型整備	但し、浜の活力再生交付金で整備する施設の事業費は事業計画の総事業費には含まないものとする。
備考	ハード事業については、事業費、費用負担、目的・効果等を記載する。 ソフト事業については、取組みの内容、目的及び事業実施による効果を具体的に記載する。
一般計画図	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。 一般計画図は実施地区の全域が掲載される縮尺のものとする。

[別記参考様式別紙10第8号]

番 号
年月日

水産庁長官 殿

都道府県知事

年度別事業計画書の提出

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用の第4の5の(1)規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名： ○○地区
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙10漁港漁村環境整備事業に係る運用第4の5の(2)に基づき作成する年度別事業計画書(別記参考様式別紙10第9号)

[別記参考様式別紙10第9号]

所管別	漁港名	事業主体	着工年度

令和 年度 農山漁村地域整備交付金事業実施計画の内訳書

県名	
地区名	

(漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、漁村再生交付金事業)

単位：千円

工 種 種 目	全 体 計 画 (年～ 年)				令 和 年 度 実 施 額 (実施年度)				令 和 年 度 以 降 残 (翌年度以降)		備 考
	全体数量	全体事業費	前年度までの数量	前年度までの事業費	数 量	事業費	交 付 率	交 付 金	数 量	事業費	
漁港環境整備事業											
	小 計										
漁業集落環境整備事業											
	小 計										
漁村再生交付金事業											
	小 計										
合 計											

備考

- 1 複数の漁港及び地区の整備を行う場合は、適宜行を追加し、各漁港及び各地区毎に記入する。また、漁港環境又は衛生関連施設、防災関連施設の整備のみの場合は、整備のない行を削除する。
- 2 工種種目欄には、漁港環境整備事業にあつては「事業計画書（別記参考様式別紙10第2号）」の「3 計画の内容」の事業種目欄、漁業集落環境整備事業にあつては「事業計画書（別記様式第4号）」の「Cの2 環境基盤の整備」の事業種目欄の内容を記入すること。
- 3 全体計画欄には最新の数値を記入すること。また、事業期間（着工年度～完了予定年度）を記入すること。
- 4 備考欄には、その施設施設が完了している場合、完了年度を記入すること。

＜その他添付するもの＞

- ◆計画内容を示す図面及び写真
- ◆その他事業の実施に当たって参考となる資料

別紙 1 1 (海岸保全施設整備事業に係る運用)

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のエの (ア) に掲げる海岸保全施設整備事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業内容

1 趣旨

- (1) 農地保全に係るもの(海岸法第 40 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 2 項)
沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。
- (2) 漁港区域に係るもの(海岸法第 40 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項)
漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。

2 実施主体

高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策については海岸管理者(ただし、津波・高潮危機管理対策のうち海岸保全基本計画の変更支援については海岸管理者又は都道府県)、海岸環境整備については都道府県又は市町村(以下この別紙において「地方公共団体」という。)とする。

3 事業の内容

農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
海岸保全施設整備	(1) 高潮対策	高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良(防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。)を行う。
	(2) 侵食対策	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良(防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。)を行う。
	(3) 海岸耐震対策	地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。 (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査 (2) 堤防・護岸等の耐震対策(防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。)

<p>2</p> <p>津波・高潮危機管理対策</p> <p>津波・高潮危機管理対策</p>		<p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行う。</p> <p>また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。）</p> <p>(1) 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）</p> <p>(2) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）</p> <p>(3) ソフト対策（津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等）</p> <p>(4) 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備</p> <p>(5) 津波防災ステーションの整備</p> <p>(6) 避難対策としての管理用通路の整備</p> <p>(7) 避難用通路の設置（堤防スロープ等）</p> <p>(8) 漂流物防止施設の整備</p> <p>(9) 水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）</p> <p>(10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</p> <p>ただし、(3)（ソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2を除く。）の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。</p> <p>※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域</p> <p>※2：ハザードマップ作成支援を含む。</p>
<p>3</p> <p>海岸環境整備</p> <p>海岸環境</p>		<p>国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。</p>

整備		
4 市町村等事業推進		市町村が行う漁港区域に係る上記1から3の円滑な実施に関する都道府県の支援業務とする。

4 事業計画

事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸保全施設整備	(1) 高潮対策 (2) 侵食対策	高潮対策事業計画および侵食対策事業計画は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
	(3) 海岸耐震対策	海岸耐震対策事業計画（耐震性能調査を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 浸水防止に関連した総合的な計画 ⑤ 成果目標 ⑥ 関係機関との連携等 ⑦ 関連するソフト対策 ⑧ その他参考となる事項
2 津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策	津波・高潮危機管理対策事業計画（水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十

		<p>分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項</p>
3 海岸環境整備	海岸環境整備	<p>海岸環境整備事業計画は、地方公共団体の長が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項</p>

第3 事業の実施

1 事業計画書の提出

海岸管理者又は地方公共団体は、新たに交付金を充当して本事業を実施しようとするときは、実施要綱第7に定める実施要件確認に必要な資料として事業計画書を策定し、農地保全に係るものについては、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙においては同じ。）、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第1号により提出するものとする。

(1) 高潮対策及び侵食対策	事業総括表	別記様式第2号
	事業計画書	別記様式第3号
(2) 海岸耐震対策	事業総括表	別記様式第4号
	事業計画書	別記様式第5号
(3) 津波・高潮危機管理対策	事業総括表	別記様式第6号
	事業計画書	別記様式第7号
(4) 海岸環境整備	事業計画書	別記様式第8号

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作が伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されて

おり、かつその策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

また、農地保全に係るものにあつては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するものとする。

区分	工 種	内 容				
1 海 岸 保 全 施 設 整 備	(1)高潮対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。以下この別紙において同じ。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 高潮、津波、波浪による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が5 ha 以上又は防護人口が50人以上を基準とする。</p> <p>(2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</p> <p>② 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）が指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</p> <p>(3) 第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <table data-bbox="635 1675 1305 1760"> <tr> <td>離島、奄美、北海道</td> <td>5,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10,000万円以上</td> </tr> </table>	離島、奄美、北海道	5,000万円以上	その他	10,000万円以上
離島、奄美、北海道	5,000万円以上					
その他	10,000万円以上					
	(2)侵食対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km 当たりの防護面積が5 ha 以上又は防護人口が50人以上を基準とする。</p>				

		<p>(2) 第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <table border="0" data-bbox="612 383 1283 474"> <tr> <td>離島、奄美、北海道</td> <td>5,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10,000万円以上</td> </tr> </table>	離島、奄美、北海道	5,000万円以上	その他	10,000万円以上
離島、奄美、北海道	5,000万円以上					
その他	10,000万円以上					
<p>(3) 海岸耐震対策</p>		<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、以下の(1)から(4)までの要件(耐震性能調査にあっては、(1)の要件)を満たすものとする。</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。</p> <p>① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>(2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</p> <p>② 津波災害警戒区域が指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</p> <p>(3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <table border="0" data-bbox="612 1809 1283 1899"> <tr> <td>① 都道府県が行うもの</td> <td>5,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>② 市町村が行うもの</td> <td>2,500万円以上</td> </tr> </table>	① 都道府県が行うもの	5,000万円以上	② 市町村が行うもの	2,500万円以上
① 都道府県が行うもの	5,000万円以上					
② 市町村が行うもの	2,500万円以上					
<p>2 津</p>	<p>津波・高潮危機管理 対策</p>	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次の(1)から(9)までに掲げる要件(水門等の整備・運用計画</p>				

<p>波 ・ 高 潮 危 機 管 理 対 策</p>		<p>策定支援にあつては、(1)の要件)を満たすものとする。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(10)に規定する海岸保全基本計画の変更支援に当たってはこの限りではない。</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。</p> <p>① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸</p> <p>② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>(2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(3) 事業計画に従って実施される事業であること。</p> <p>(4) 一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>(5) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。</p> <p>① 当該対策により、施設の耐震化に資するもの</p> <p>② 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの</p> <p>③ 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの</p> <p>(6) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域が指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</p> <p>② 津波災害警戒区域が指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</p> <p>(7) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者ごとに第2の4に規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。</p>
--	--	--

		<p>(8) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。</p> <p>(9) 海岸管理者毎に第2の4に規定する事業計画の総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>① 都道府県が行うもの 5,000万円以上</p> <p>② 市町村が行うもの 2,500万円以上</p> <p>(10) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸基本計画を変更されるものであること。</p>
<p>3</p> <p>海岸環境整備</p>	<p>海岸環境整備</p>	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。</p> <p>(1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む。）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上のもの</p> <p>(2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が10,000万円以上のもの</p> <p>※地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。計画の内容は次のとおりとする。</p> <p>① 対象とする海岸の概要</p> <p>② 海岸利用の活性化に関する基本方針</p> <p>③ 施設等配置に関する計画</p>

④ 施設等の維持管理に関する計画

⑤ その他

(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が10,000万円以上のもの

(4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で総事業費が10,000万円以上のもの

① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること

② 国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること

(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が5,000万円（市町村が行う場合2,500万円）以上のもの

① 階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの

② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの

(6) ヘドロ等の除去等の事業（農地保全に係る海岸の区域に限る。）

① 汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去で、総事業費が10,000万円以上のもの

② 海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上のもの

③ ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいい、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。

④ ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。

⑤ 放置座礁船の処理については、海岸保全区域におい

		て実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合で、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。
--	--	--

3 事業計画の変更

(1) 事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

① 高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策

ア 海岸の追加又は廃止

イ 各対策の内容の著しい変更

② 津波・高潮危機管理対策

ア 施策の新設又は廃止

イ 事業期間が5年を超える変更

ウ その他主要な施策の著しい変更

③ 海岸環境整備

主要な工事計画の著しい変更

(2) 海岸管理者は、事業計画の重要な部分の変更を行うときは、別記様式第9号により事業計画変更報告書を第3の1に準じて提出するものとする。

4 年度別事業計画書

(1) 年度別事業計画書の作成

事業の実施に際し、事業地区ごとに毎年度の実施計画に係る計画書を作成し農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に別記様式第11号により必要に応じて提出するものとする。

(2) 年度別事業計画書の内容

年度別事業計画書は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 年度別事業計画書（別記様式第10号）

イ 計画内容を示す図面及び写真

ウ その他事業の実施に当たって参考となる事項

5 実施に当たっての留意事項

次の表に留意するものとする。

区分	工 種	内 容
1 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係る ものに限る。)	(1) 海岸環境整備により造成された施設の管理は、地方公共団体が行う。 (2) 海岸環境整備により築造された施設のうち海岸保全の効用を兼ねて有する施設については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令第1条に定める海岸として取り扱うこととする。

		(3) 第3の2の海岸環境整備(6)の⑤の事業については、地方公共団体は、船の所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方農政局長等に報告するとともに、船の所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。
--	--	---

第4 助成

1 助成経費

国は、高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備の実施に要する費用について、予算の範囲内において海岸管理者又は都道府県等に対して助成するものとする。ただし、漁港区域に係る市町村等事業推進に要する経費にあつては、水産基盤整備事業、海岸整備事業、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の事務要領（平成13年4月13日付け12水港第4525号水産庁長官通知）の第2の3の(2)の内容のうち事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料、その他経常的経費への充当を目的とする内容を除いたものに限り、同第2の3の(3)に準じた算定した額を上限とする。

2 対象経費

(1) 工事費

- ① 本工事費
- ② 附帯工事費
- ③ 船舶及び機械器具費
- ④ 測量及び試験費
- ⑤ 用地及び補償費

(2) 市町村等事業推進（漁港区域に係るものに限る）

第5 その他

- 1 この事業の実施については、海岸法（昭和31年法律第101号）その他の法令に定めるところによる。
- 2 隣接する一連の海岸において当該事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法第40条第2項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。
- 3 この運用に定めるもののほか、漁港区域に係る事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

第6 経過措置

- 1 海岸法第27条第2項に基づき実施している海岸保全施設整備事業(高潮対策)、海岸保全施設整備事業(侵食対策)、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸耐震対策緊急実施要領(平成19年3月30日付け18水港第2778号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要領(平成20年3月31日付け19水港第2933号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要領(平成17年3月25日付け16水港第3221号農林水産事務次官依命通知)、漁港区域に係る海岸環境整備事業実施要領(昭和49年8月15日付け49水港第3397号農林事務次官依命通知)、地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)に基づき実施している地区であって、交付金を充当して平成24年度以降も継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 この運用の第2の4に規定する高潮対策事業計画、海岸耐震対策事業計画(耐震性能調査を除く。)及び津波・高潮危機管理対策事業計画(水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び海岸保全基本計画の変更支援を除く。)を令和5年度までに策定している事業は、津波災害警戒区域等の指定状況を事業計画に追記し、この運用の第3の4の(1)に規定する年度別事業計画書とともに、農地保全に係るものについては、地方農政局長等、漁港区域に係るものについては、水産庁長官に提出するものとする。

別記様式第 1 号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 年 月 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

海岸保全施設整備事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 1 の規定に基づき別紙事業計画書を提出します。

〇〇対策 事業計画総括表

都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	令和〇年度～令和〇年度
-------	-----	--------	-----	-------------

海岸名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備考
		小計			
		小計			
		小計			
合計					

備考) 1 事業を、施設名、内容、費用、事業性、実施の必要を記載すること。
 2 事業を、施設名、内容、費用、事業性、実施の必要を記載すること。
 3 事業を、施設名、内容、費用、事業性、実施の必要を記載すること。
 4 事業を、施設名、内容、費用、事業性、実施の必要を記載すること。
 5 事業を、施設名、内容、費用、事業性、実施の必要を記載すること。

別記様式第3号

〇〇海岸 〇〇対策 事業計画書

都道府県名	所 管 名	海岸管理者名
-------	-------	--------

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)	
	郡 町 大字 地先 村	平成 年 月 日告示	国	都道府県 市町村 その他
海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	海岸延長 ※ (m)	防護人口 (人)
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、各対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		その他の成果目標	※ 本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。(本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合、本海岸分を切り分けて記載)	
事業の概要	農地の状況(注1) 防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円	
	施設名等	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間
				整備の必要性
合 計				
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携			
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供等			
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (高潮対策の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)			

※印：海岸延長とは、当該事業により〇〇対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)

(3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4)地域防災計画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

海岸耐震対策 事業計画総括表

都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	令和〇年度～令和〇年度
-------	-----	--------	-----	------	-------------

海岸名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備考
		小計			
		小計			
		小計			
合計					

備考) 1 事業を、施設名、内容、事業費、実施内容等欄には、事業実施の必要性を記載すること。
 2 施設名、内容、事業費欄には、事業実施の必要性を記載すること。
 3 実施内容等欄には、事業実施の必要性を記載すること。
 4 総事業費欄には、事業実施の必要性を記載すること。
 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

〇〇海岸 海岸耐震対策 事業計画書

都道府県名	所 管 名	海岸管理者名
-------	-------	--------

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)	
郡 市	町 大字 地先 村	平成 年 月 日告示	国	都道府県 市町村 其他
海岸の概要 ※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	其他の成果目標	
		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)
事業の概要	浸水防止に関連した総合的な計画 注1			
事業の目的、整備の方法等を記述する。	農地の状況(注2) 防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。			
計画の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円	
	施設名等	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間
				整備の必要性
	合計			
関係機関との連携	海岸法第40条2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携			
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波又は津波に関する情報提供等			
その他参考となる事項	高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)			

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。

○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)

(3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4)地域防災計画等の該当部分の写し

注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地域防災計画等)の概要を記載する。

注2：農地保全に係るものについては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注3)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。

注3：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名
-------	-----	--------

沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)	その他
郡市	町大字村	地先	都道府県	市町村
			平成 年 月 日 告示	
海岸の概要	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標		
※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)
				その他の成果目標
事業の概要	計画における位置付け	農地の状況 (注1)		
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置づけ	防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記述する。		
実施予定期間	計画総事業費	千円(うち耐震調査等のソフト経費	千円)	
施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
合計				
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への津波又は高潮に関する	海岸保全基本計画の変更(注2)	有	無
その他参考となる事項	パンフレットの配布等 高潮浸水想定区域の指定日(令和〇年〇月〇日)、津波災害警戒区域の公示日(令和〇年〇月〇日) (水門等の整備・運用計画策定支援、津波防災地域づくりに関する法律等)に基づく区域指定に算する調査及び海岸保全基本計画の変更支援以外の場合は、水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定日(又は指定予定年月)又は津波防災地域づくりに基づく津波災害警戒区域の公示日(又は公示予定年月)を必ず記載)			

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とす。
 ○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準断面図、構造図等を添付)
 (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等) (4)地域防災計画等の該当部分の写し
 注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況(地目、農地面積、1号遊休農地面積(注2)、荒廃農地対策の内容等)を記載すること。
 注2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」に基づく。
 注3：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第7-2号」も併せて提出すること。

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沿岸名	所管省庁(※1)
沿岸関係市町村	〇〇市、〇〇町、〇〇村・・・(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む)を記載する。)	
地区海岸名(※2)		
海岸管理者名(※3)		
地区海岸名		
海岸管理者名		
地区海岸名		
海岸管理者名		
沿岸の概要	本沿岸の海岸保全施設整備の基本方針(現行)	
基本計画変更の趣旨	<p>(例) 令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。</p> <p>これを踏まえ、平成〇年に〇〇県で策定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。</p> <p>そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。</p> <p>海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するにあたっての検討内容を具体的に記載する。</p>	
施設整備の見直しに向けた検討内容	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらを基に各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成にあたり、有識者に意見を徴収するための委員会を開催する。 	
	検討実施期間	〇〇～〇〇年
	検討に係る総事業費(千円)	

※1 農村振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれが該当局名を記入する。

※2 海岸保全基本計画の変更にあたり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入。

※3 上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

別記様式第 8 号

(海岸環境整備)

事業計画書															
1 地区概要															
県名		地区名		地域名		海岸管理者		事業主体		指定年月日		所管別			
										平成 年 月 日		海岸法第 40 条 項 号			
計画区域		自 至		市(郡) 町(村) 大字		市(郡) 町(村) 大字		延長		地区総延長		指定済延長		施工延長	
										(m)		(m)		(m)	
海岸名		沿岸		海岸		地先海岸									
地区状況	潮流					構造物						海象気象			
						利用状況		注 1				既往最高潮位 m			
												既往最高潮位偏差 m			
	侵食漂砂											既往最大偏差 m			
												朔望平均満潮位 m			
												計画偏差 m			
海浜状況	現況	利用海岸線延長		利用海浜巾		利用海浜面積		海浜勾配		砂の粒径		設計高潮位 m			
												既往最大波高H① m			
	計画											同上周期 T			
2 海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標										諸元		設計波高 H0 m			
海岸延長 (m) ※		防護人口 (人)		防護面積 (ha)		その他の成果目標				同上周期		波形勾配 H① / L0			
										設計波向		天端高			
3 負担区分										波打上げ係数 R/H①		波打上げ高 R m			
国費		県費		市町村費		その他				余裕高 m		計画天端高 m			
(千円)		(千円)		(千円)		(千円)									
(%)		(%)		(%)		(%)									
4 事業計画					5 関連する他事業					[事業主体:]					
工種	単位	全体計画			事業概要	公園 ()		ヨットハーバー ()		(その他)					
		数量	単価	事業費											
1 工事費 本工事費 離岸堤 突堤 護岸 堤防 昇降路 養浜 通路 附帯施設 安全施設 附帯施設 測量及試験費 用地費及補償費 船舶及機械器具費 計						法令等の根拠		法令等の根拠							
						計画決定 年月日		事業開始 年月日							
						共用開始 年月日		共用開始 年月日							
						計画決定面積 m ²		計画収容隻数 隻							
						既開設面積 m ²		既収容隻数 隻							
						公共建物 棟		利用水面積 m ²							
								公共建物 棟							
						工種		単位		全体計画		備考			
										数量		事業費			
												(千円)			

備考：位置図、一般計画平面図、主要構造図及び写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）を添付すること。

注 1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注 2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注 2：1号遊休農地の判断基準については、農業委員会が行う農地法第 30 条第 1 項に規定する「利用状況調査」に基づく。

※印：海岸延長とは、当該事業により環境整備が実施された海岸線延長とする。

別記様式第 9 号

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

海岸保全施設整備事業〇〇地区の事業計画の変更を別紙のとおり行ったので、報告する。

記

1 変更の理由

2 変更の概要

3 添付書類

(1) 事業計画書

(注) 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。

(2) 変更の理由を補足するための写真及び資料

令和〇〇年度 農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）年度別事業計画書

整備計画名

〇〇海岸

都道府県名	所管	事業名	海岸名	事業主体 (所在地)	全体計画 (RO〇～RO〇)		前年度まで実績 (RO～ROまで)		RO〇年度実施計画 (当該年度)					RO〇年度以降 (翌年度以降)		備考	
					主工事種名	数量	全体事業費 〇〇〇	数量	全体事業費 〇〇〇	事業費	国費	推進事業費	推進国費	計事業費	計国費		数量
	本土	高潮	〇〇海岸	〇〇県	護岸改良	〇〇m	〇〇〇										
	本土	侵食	〇〇海岸	〇〇市	離岸堤	〇〇m											
	本土	耐震			堤防改良	〇〇m											
	本土	津波・高潮			陸間等	〇〇基											
	本土	海岸環境															
		本土計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	離島																
	離島																
	離島																
	離島																
	離島計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都道府県計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(金額単位：千円)

1. 整備計画名は、別途作成の農山漁村地域整備計画名を記入する。
2. 記入順序は所管別（本土、北海道、離島、沖縄、奄美）、事業別（高潮、耐震、侵食、高潮・高潮・環境）の順に記入する。
3. 備考欄に、「RO〇新規」、「RO〇完成」、「RO〇完成予定」を記入する。（該当する場合記入）。
4. 所管別に小計をとる。
5. RO〇年度実施計画欄の推進事業費、推進国費については、市町村等推進事業（漁港区域に係るものに限る。）の金額を記入する。
6. 上段右士の〇〇海岸には、「農地」「漁港」を記入することとし、別業とする。

別記様式第 11 号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）の規定により、下記の農山漁村地域整備計画地区に係る交付対象事業について、別紙のとおり提出します。

記

1. 農山漁村地域整備計画地区名：〇〇地区、〇〇漁港海岸
2. 交付対象事業名
 - ・△△事業
 - ・××事業
 - ・◇◇事業

※別紙とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第 3 の 4 の（1）に基づき作成する年度別事業計画書（別記様式第 10 号）

【参考】

所管変更に係る事前処理事項の確認書

年 月 日

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇県告示第〇〇〇〇号で指定され、農林水産省（農村振興局）所管とした〇〇沿岸〇〇海岸について、〇〇省（〇〇局）所管海岸保全区域に所管変更するにあたり、次に掲げる内容が達成されることをもって、海岸保全区域の所管変更及び国有財産法第12条に基づく所管換を行うものとする。

1. 〇〇〇〇地区海岸の海岸保全区域台帳の整理
2. 〇〇〇〇地区海岸の操作規則の整理
3. △△施設の補修
 - ・
 - ・
 - ・
- . ××××××××××××××××××××××××

確 認 欄	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	
〇〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	

別紙 12-1 (盛土による災害防止のための調査事業に係る運用)

第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のオの(ア)に掲げる盛土による災害防止のための調査事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行う事業に対して、国が助成を行うものとする。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 交付要件

盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うものであって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているものであること。

第5 事業の実施

本事業の実施に当たっては、別記様式第1号の盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成し、農林水産省農村振興局長及び林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあつては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。

第6 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5に準じて報告するものとする。

- 1 対象市町村又は対象箇所の変更
- 2 事業内容の変更

第7 事業の完了報告等

事業実施主体は、第2が完了した場合は、別記様式第3号を第5に準じて報告するものとする。

第8 助成

国は、本事業に関連して必要となる費用につき、別表に定めるところにより、予算の範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

別紙 12-1 別表 (第8 関係)

費目	工種	事業内容
盛土による 災害防止の ための調査 事業	調査費	盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある 土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土 の把握に関する調査に要する費用

年度 盛土による災害防止のための調査事業計画書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業計画書を作成したので提出する。

記

都 道 府 県		
事業実施主体		
対象市町村 及び対象箇所	市町村名	箇所名
事業工期		
概算総事業費		
事業内容		
事業の実施体制		
その他必要な事項		

【作成要領】

- ・ 「対象市町村及び対象箇所」については適宜行を追加すること。
- ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している（予定を含む）、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

【添付資料】

- ・ 対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）
- ・ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）別表の区分の欄の「盛土による災害防止のための調査事業」における国費率の欄のただし書に該当する場合は、調査内容及び調査期間が明示された調査計画書

事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

(注 1)

盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更を行ったので報告する。

(注 2)

盛土による災害防止のための調査事業計画書の変更について、〇〇〇長より提出があったので、報告する。

記

- 1 対象市町村、対象箇所
- 2 事業計画書 (変更)

※ 別紙 12-1 別記様式第 1 号の記載内容から変更があった項目については、上段()
書きで変更前の記載内容を記載する。

年度 盛土による災害防止のための調査結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
林野庁長官 殿

都道府県知事

○年度盛土による災害防止のための調査事業を完了したので下記のとおり報告する。

記

都 道 府 県		
事業実施主体		
対 象 市 町 村 及 び 対 象 箇 所	市町村名	箇所名
事業工期		
総事業費		
事業内容		
事業の実施体制		
その他必要な事項		

【作成要領】

- ・ 「事業の実施体制」には、本事業の実施に当たり整備している、農林業担当部局、土砂災害担当部局その他関係する部局からなる実施体制の概要について記載することとし、必要に応じて体制図等を添付する。

【添付資料】

- ・ 対象箇所位置図（原則として市町村ごとに図面に対象箇所をプロットして作成）
- ・ 調査結果の概要（対象箇所ごとに調査結果を一覧表にして作成）

別紙12-2（盛土緊急対策事業に係る運用）

第1 趣旨

実施要綱第2の1の（2）の①のオの（イ）に掲げる盛土緊急対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 事業内容

以下のア及びイの盛土の対策について、行為者等による是正措置を基本としつつ、次の1から3までに掲げる公共として切迫した危険性のある箇所の緊急的な対策等に対して、国が助成を行うものとする。

ア 「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき実施した点検（以下この別紙において「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土

イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土

1 安全性把握調査

上記イの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うものとする。

2 盛土撤去事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うものとする。

3 盛土崩落対策事業

上記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものとする（盛土撤去事業を除く。）。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 交付要件

本事業の実施に当たっては、関係部局と十分調整の上、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

1 実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域（以下この別紙において「農業振興地域」という。）又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域（以下この別紙において「森林地域」という。）であること。ただし、その事業の性格上農業振興地域又は森林地域に限定して事業を実施することによりかえって当該事業の効果の発現の妨げとなるおそれがあるときは、この限りではない。

2 第2のアの盛土にあつては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの

3 第2のイの盛土にあつては、次の要件に該当するものであること。

- (1) 第2の1の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。
 - ② 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く。）。
 - (2) 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、次のいずれの要件にも該当するものとする。
 - ① 行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。
 - ② 行為者等に対して求償を行うものであること（行為者等が確知できない場合を除く。）。
- 4 事業実施主体は、第2の2又は3の事業の実施に当たっては、関係法令に基づき所要の手続を経るものとする。
- 5 事業実施期間等については、次のとおりとする。
- (1) 第2のアの盛土にあっては、第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、令和7年度までに対策工事に着手するものに限る。
 - (2) 第2のイの盛土にあっては、
 - ① 第2の1の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内に実施するものに限る。
 - ② 第2の2又は3の事業の対象とする場合にあっては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するものに限る。

第5 事業の実施

第2の1の事業の実施に当たっては別記様式第1号、第2の2又は3の事業の実施に当たっては別記様式第4号により盛土緊急対策事業計画書を作成し、当該計画に係る盛土が、主として農業振興地域に存する場合にあっては農林水産省農村振興局長、主として森林地域に存する場合にあっては林野庁長官に提出するものとする。なお、市町村が行う事業にあっては、当該市町村の存する都道府県を通じて提出するものとする。

第6 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げるいずれかに該当する事業計画の変更を行ったときは、別記様式第2号を第5に準じて報告するものとする。

- 1 事業内容の変更
- 2 対象盛土の概要の変更

第7 事業の完了報告等

事業実施主体は、第2の1の事業が完了した場合は別記様式第3号を、第2の2又は3の事業が完了した場合は別記様式第5号を、第5に準じて、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに報告するものとする。

第8 助成

国は、本事業に関連して必要となる次の費用につき、別に定めるところにより、予算範囲内において、事業実施主体に助成するものとする。

- 1 安全性把握調査
別紙12-2別表1に掲げる経費
- 2 盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業
別紙12-2別表2に掲げる経費

第9 費用徴収状況の報告

- 1 第2の2又は3の事業の実施に要した費用について、事業実施主体は別記様式第6号により、その年度の盛土造成行為者等からの費用徴収状況を第5に準じて翌年度の4月10日までに報告するものとする。

別紙12-2別表1 (第8の1関係)

費目	工種	事業内容
安全性把握調査費	調査費	盛土の安全性把握に必要な調査、試験、測量又は監視に要する費用
	用地費及補償費	調査・監視の施行に必要な補償に要する費用
	機械器具費	調査・監視の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	応急対策工事費	応急対策工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借地料等

別紙12-2別表2 (第8の2関係)

費目	工種	事業内容
盛土撤去又は土崩落対策	工事費	工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等とする。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	用地費及補償費	工事の施行に必要な補償に要する費用
	測量設計費	工事の施行に必要な器具等の購入に要する費用
	船舶及機械器具費	工事の施行に必要な船舶機械器具、車輛（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付、撤去、修理若しくは製作に要する費用

別紙12－2別記様式第1号

盛土緊急対策事業（安全性把握調査）事業計画書

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
所在地（地目）					
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					
許可条件等との相違					
【危険が想定される要因】※該当項目を■					
盛土の変状	<input type="checkbox"/> あり（ ）				<input type="checkbox"/> なし
行政指導等	<input type="checkbox"/> あり（ ） ※行政指導等の状況を記載				<input type="checkbox"/> なし
保全対象	<input type="checkbox"/> あり（ ） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> ①鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの <input type="checkbox"/> ②官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のうち重要なもの <input type="checkbox"/> ③人家10戸以上 <input type="checkbox"/> ④農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。）				
その他必要な事項					

※ 添付資料として、写真、位置図、許可根拠法令、盛土造成許可等（写し）、登記簿（写し）、農地台帳（写し）、課税台帳（写し）、盛土造成行為者等に発出した命令等（写し）、盛土造成行為者等情報（登記簿、農地台帳、死亡又は倒産を証明する書類等）、盛土造成行為者等の不明又は不存在の場合の公告の実施を証明する書面等）等必要書類を添付すること。

事業計画変更手続報告書

番 号
年月日

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

(注1)

盛土緊急対策事業〇〇地区の事業計画の変更を行ったので報告する。

(注2)

盛土緊急対策事業〇〇地区の事業計画の変更について、〇〇〇長より提出があったので、報告する。

記

1 地区名

2 事業計画書(変更)

※ 別紙12-2別記様式第1号又は別紙12-2別記様式第4号の記載内容から変更があった項目については、上段()書きで変更前の記載内容を記載する。

安全性把握調査結果及び進捗状況報告書

1 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
所在地（地目）					
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

3 安全性把握調査の結果

4 その他特記事項

別紙 12－2 別記様式第 4 号

盛土緊急対策事業（盛土撤去事業又は盛土崩落対策事業）事業計画書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
概算総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 要件確認

項目	記載内容	
行政指導の経緯		
行政処分の経緯		
行政代執行の法定要件	法定要件	*根拠条項を併せて記載すること。
	①改善命令等の内容（履行期限を含む。）及び違反・未履行の状況 ②保管事業者等の不明又は不存在 ③緊急の必要性がある場合の状況	
対策費用の徴収予定		

完了報告書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 その他特記事項

費用徴収状況報告書

1 対象盛土の概要

都道府県		地区名		事業工期	
事業実施主体					
総事業費					
事業内容					
総点検盛土番号		所在地（地目）			
地域指定					
許可条件等					
盛土造成行為者					
土地所有者					

2 求償（徴収）期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 事業費及び求償額

総事業費 合計 (A)	交付対象 経費 (B)	内訳	求償額 (A')	徴収済み額 (累計) (D)
		交付額 (C)		
円	円	円	円	円

別紙 13（効果促進事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ② に掲げる効果促進事業に係る運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 目標

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために効果促進事業を実施する。

第 3 事業実施主体

実施主体は都道府県、市町村、農林漁業団体、その他農山漁村地域整備計画の目標達成にあたり適当な団体とする。

第 4 事業内容、対象区域

事業内容は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するために必要なものとし、農山漁村地域整備計画の対象となる区域で実施するものとする。

第 5 実施要件

実施要件は、農山漁村地域整備計画の目標を達成するため必要な事業であることとする。

第 6 経費の対象

効果促進事業の実施に要する経費。ただし、工事雑費、営繕費及び事務費に要する経費でないこととする。